

議
録
第
二
号

午前十時五十四分開議

委員長 三池 信君

理事 井原 岸高君

理事 塚田 徹君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

荒舩清十郎君

桂木 鉄夫君

佐藤 文生君

藤波 孝生君

稻村隆一君

武部
文君

米内山義一郎君

鈴木 康雄君

國務大臣

國
務
大

（総）総理府総務

官

国務大臣

陳御片長

府委員

人事院総

人事院事務総
合事務局長

新馬路

經理府人事官

長防衛庁長官

防衛庁人事

局長

外務大臣官房

の出席者

防衛庁衛生局

專門

七目

藤惣助丸君辞任につき

2014

内閣委員会

同(横山利秋君紹介)(第四五号)
同外一件(板川正吾君紹介)(第九一号)
同(野間千代三君紹介)(第九二号)
同(平岡忠次郎君紹介)(第九三号)
公務員の生活向上に関する請願外四件(井手以誠君紹介)(第四六号)
同外五件(井手以誠君紹介)(第一〇〇号)
ハンセン氏病者に対する傷病恩給の裁定基準確立に関する請願(亀山孝一君紹介)(第四七号)
同(藤本孝雄君紹介)(第四八号)
旧軍人恩給の改善に関する請願外十一件(倉石忠雄君紹介)(第九四号)
同外四件(渡辺肇君紹介)(第九五号)
人事院勧告の完全実施等に関する請願(原茂君紹介)(第一〇四号)
人事院勧告の完全実施に関する請願外二百九十五件(松本七郎君紹介)(第一〇五号)
明治節復活に関する請願(塚田徹君紹介)(第一〇六号)
靖国神社国家護持に関する請願(塚田徹君紹介)(第一〇七号)
同(第一〇七号)
同月十七日
公務員の賃金引上げに関する請願外一件(安宅常彦君紹介)(第一四八号)
同(阿部昭吾君紹介)(第一四九号)
同(阿部助哉君紹介)(第一五〇号)
同(赤路友藏君紹介)(第一五一号)
同(淡谷悠藏君紹介)(第一五二号)
同(井岡大治君紹介)(第一五三号)
同(井手以誠君紹介)(第一五四号)
同(井上泉君紹介)(第一五五号)
同(井上善方君紹介)(第一五六号)
同(猪俣浩三君紹介)(第一五七号)
同(石川次夫君紹介)(第一五八号)

同(石田宥全君紹介)(第一五九号)
同(石野久男君紹介)(第一六〇号)

同外五件(岡田春夫君紹介)(第二七三号)
同外九件(神近市子君紹介)(第二七四号)
同外九件(河上民雄君紹介)(第二七五号)
同(河野正君紹介)(第二七六号)
同(木原津與志君紹介)(第二七七号)
同(栗林三郎君紹介)(第二七八号)
同外六件(黒田寿男君紹介)(第二七九号)
同(多賀谷眞稔君紹介)(第二八〇号)
同(田代文久君紹介)(第二八一号)
同(高田富之君紹介)(第二八二号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二八三号)
同外一件(戸叶里子君紹介)(第二八四号)
同(中澤茂一君紹介)(第二八五号)
同外四件(成田知巳君紹介)(第二八六号)
同外四件(野口忠夫君紹介)(第二八七号)
同(浜田光人君紹介)(第二八八号)
同(堀昌雄君紹介)(第二八九号)
同外五件(松前重義君紹介)(第二九〇号)
同外四件(松本七郎君紹介)(第二九一号)
同(八百板正君紹介)(第二九二号)
同(柳田秀一君紹介)(第二九三号)
同(山中吾郎君紹介)(第二九四号)
同(山本弥之助君紹介)(第二九五号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二九七号)
同外一件(井上泉君紹介)(第五〇三号)
同(石橋政嗣君紹介)(第五〇四号)
同外一件(枝村要作君紹介)(第五〇五号)
同(小川三男君紹介)(第五〇六号)
同(大出俊君紹介)(第五〇七号)
同外一件(加藤万吉君紹介)(第五〇八号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第五〇九号)
同外一件(金丸德重君紹介)(第五一〇号)
同(川崎寛治君紹介)(第五一一号)
同(河上民雄君紹介)(第五一二号)
同外一件(兒玉末男君紹介)(第五二三号)
同(佐々榮三郎君紹介)(第五一四号)
同(佐野憲治君紹介)(第五一五号)
同(斎藤正男君紹介)(第五一六号)
同(阪上安太郎君紹介)(第五一七号)

外百四十三名(第二二八名)
人事院勧告の完全実施に関する陳情書(福岡県三浦郡三浦町教育委員会委員長清池孟外三名)(第二二九号)
同和対策特別措置法の早期制定に関する陳情書外一件(広島市国泰寺町一の六の三四全国市長会中国支部長山田節男外一名)(第二三〇号)
電気通信管理局の設置に関する陳情書(東京都北区上中里町一の四太田財政研究所長太田政記)(第二三五号)
シンナー遊び等による事故絶滅に関する陳情書(十都道府県議会議長会代表静岡県議会議長佐野嘉吉外九名)(第二四四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
正する法律案(内閣提出第三号)
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○三池委員長 これより会議を開きます。
理事の辞任及び補欠選任の件についておはかりいたします。

理事木原実君より理事辞任の申し出があります。これを許可することとし、その補欠選任につきましては、委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、浜田光人君を理事に指名いたします。

○三池委員長 内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 これはまことに妙なかつこうになっておりますから、質問をしてお答えをいただければ、この間総務長官のお話では、何かたいへんめんどうなことをおきめいただいたようにございまして、ここに私書いてあるのですけれども、今年度の給与勧告については国の諸施策のバランスを考慮して既定方針どおりするほかはない、こういう御答弁なんぞでございますが、この御答弁を伺うと、いまの心境を伺いたいのです。

○床次国務大臣 本目ただいまのところ、政府のほうにおきましては、ただいまお読みになりましたような考え方を持っております。

○大出委員 本来ならば給与担当の床次総務長官でございますから、給与担当大臣という立場で公務員の皆さんの問題につきまして、本年は金がないわけじゃないので格段の御配慮をいただかなければならぬ筋合いなんぞでございますが、どうもこの間お答えいただいた限りでは昨年並みということなんぞございまして、それでは困るというので、たいへん各方面で努力をいたしまして、けさ長官も新聞はお読みになったでしょうからおわかりだと思っておりますが、長官は給与担当大臣でございますから、そこでやはり何か考えるところがないければこれは審議にならぬわけなんぞでございますが、そのところは何かおっしゃることはございせんか。

○床次国務大臣 昨日以来関係委員会あるいは党のほうにおきまして折衝のあったことは新聞等で

拝見しておりますが、その具体的内容等におきましてはまだ詳細に存じておりません。したがって、ただいま御返事申し上げる余地はないのであります。ただ給与そのものにつきましては、給与担当大臣といたしまして、人事院の勧告を完全実施したいという考え方におきましては、その基本方針においては変わっていない。担当大臣としてもさようなことを考えておりますし、関係閣僚におきましても、この基本方針をもつて将来これを実現したいという姿勢であることにつきましては当然なこととございまして、そういう方面にあらゆる機会において一歩あるいは数歩前進することにつきましては、私は努力をいたしたいと考えております。

○大出委員 前向きな御答弁をいただきまして感謝申し上げます。つまり完全実施をやりたいという基本的な考え方はある、だからいろいろの機会に一歩ないし数歩前進をするというのであれば協力にやぶさかではない、こういうふうな受け取れるのですが、よろしゅうございせんか。

○床次国務大臣 将来その目標に努力したいというわけでありまして、具体的な話がありましたときに、具体的な内容によりましてその点につきましてはお答えを申し上げたいと思っております。

○大出委員 きょうという日もいまから先は将来でございます、あすもまたこれは将来でございます。大蔵大臣がここにお見えになることになっておりましたが、与党の国対の皆さんと相談があるの、たいへん恐縮ですが時間をかしてくれという、私にもいささか相談もあるから適当に質問を中断して話に乗ってくれといういまお話もあるのですけれども、そういう話であります。ここから、具体的な話になるのはいま以後ですからこれから将来なので、あまり先のほうのことをおっしゃっておられるのはまことにございせん。せっかく徹夜で苦労したのが意味がない。だから、きわめて近い将来というふうな表現をお改めいただきますと、何かいま長官のお話ですと、遠い将来をお話しされるので、これから始まる将来のことを話していただかぬと困る。きわめて近い将来という機会がありましたら努力をする、こうおっしゃっていただかぬと困るのですが、いかがですか。

○床次国務大臣 私、具体的なことをまだ存じませんが、先ほどのようなお答えを申し上げたのですが、私の申しました将来ということとは、きわめて近い将来も含んだものとお考えをいただきましたと思います。

○大出委員 担当総務長官、政府の立場でございますから、閣議決定というものである中で、慎重な御答弁をなさっておられるのだと思っております。会期もわずかでございまして、しかもこれは給与関係四法案をこの委員会にかかえておりました、実はお隣に防衛庁長官がおいでになります。防衛庁関係も七、八時間質問しないと片づかぬと思っておるくらいでありますから、そういう意味では事を急がなければならぬということになる。したがって、閣議決定の筋がありまして、ともかくこれは国会にも勧告をされておるわけでありまして、こちらの側でいろいろの方々苦勞をされて一つの結論を得るということになりました場合に、これは法案の修正等も含みますから、そういう意味で早急に対応の措置はお講じいただきますと、せつかくの機会をまたいたすに先に延ばすことになりましたので、念のために御協力を願ひしておる次第であります。

さてそこで、これは将来のことでございますけれども、どうも大蔵事務当局のほう金が金がないと言ったから、給与担当大臣はこれはまあしかたがないということですが、給与担当大臣は、隣に人事院の総裁がおいでになりますけれども、またせつかく勧告したのにと切歯扼腕の形になってしまします。そのところは今回の事例をもつてお考えいただければ、もう少し財政当局には給与担当大臣という立場できびしくひとつ御折衝をいただきたい、こう思うのでございますが、いかがでございますか。

○床次國務大臣 給与を担当しておりますので、この点につきましては十二分に考慮いたしまして努力したいと思ひます。しかし何ぶんにも国の政策全体に関連しておりますので、そういう立場からも考慮せざるを得ないというわけであります。この点はお含みおきをいたしたいと思います。

○大出委員 先般の四項目の御決定からいたしますと、この四項のところには金がないということと本年はお書きになっていないのであります。いままでは七人委員会というものは必ず財政上、資金上ということが前提になって、何月実施しかできませんでしたと書いてある。ところが本年の七人委員会の十三日の確認事項の四項というのは、金がないとは何も書いてない。これはまあ総務長官の御発意かどうかわかりませんが、まことにどうも苦心の表現でありまして、本年度の給与勧告については国の諸施策のバランスを考慮して——金がないというふうに書いてないのです。人事局長突つておられるのだけれども、例年の例を知つておられるわけですから……。既定方針どおりするほかはない、とこういふ。これはひっくり返してものを言えば、金はあるけれどもちよつと出せないよというふうに聞こえるわけでありまして。そこで私は総務長官おいでになるところで、大蔵の給与担当の海堀次長にも質問を申し上げましたが、まさに金があるという答えになるわけでありまして。したがって、新聞が伝えるところによれば、中央の公務員は五十億円だ、まあ五十四億ぐらいかかりますが、地方公務員は九十億だ、こういうふうに書いておられますけれども、これは補正なし総合予算でございますから、補正をしない限りは、今明日の間にまとめるとすれば、金の出どころは予算のワク内しかないはずでありまして、そうするといままで金がない、ないと言つてこれたのは、一体ほんとうにあったのかなかったのか。ここで五十億なり五十四億なり出てくるとすれば、金はあったのが出さなかったのだ、金はあるが出さないという方針を確認をしたんだ、

だ、こういうことにこれはなるわけでございますから、そういう意味で、将来の問題として、やっぱり人事院勧告の性格上完全実施をしなければならぬものだとするならば、ある限りは出すというものの考え方にお立ちいただきたいものだと思うのでございますけれども、いかがでございますか。

○床次國務大臣 予算等の問題につきましては他の政府委員からお答え申し上げると思ひますが、やはり財源等のこともありますし、またいろいろ国の諸支出の費目との均衡と申しますか、ということも考えた結果だと思ひます。予算等の問題につきましては他の政府委員からお答え申し上げます。

○大出委員 年来財政当局には弱いのが各省大臣の皆さま方のお立場でございます。予算要求を大蔵省にする立場ですから、あんまりぎやんぎやん言つと江戸のかたきは長崎でというようなことになる。だからこの間の七人委員会じやございせんが、木村副長官が旧来の経過の説明をなさる、総務長官が本年度の取り扱いについておはかりになる、こう進んでまいりましたそのあとで福田大蔵大臣がおっしゃった、そうしたらこのまとも方になつてしまったということでは、いささかもつてこれは困るわけでございます。どうかひとつ、給与担当大臣というお立場ですから、そこらをもう少し、ほんとうに金があるのかないのかという点をやはり知る手だてはお講じいただきたい、やはり公務員諸君の立場というものもお考えをいただいて先々御努力をいただきたい。おかわりになつて間もなくでございますから過去のことについての責任はもちろん長官にはありません。これからのことになります。ちやうど海堀さんがお見えになりましたが、この間私が質問をした限りでは、金がないとは言えない答弁でありまして、この四項にも、くどいようですけれども、例年と違つて、金がございますから昨年並みなんですとはお書きになっていない。名言よく発案をされて、まことにうまいと思ふのですけれども、国

の諸施策のバランスを考慮し、既定方針云々という苦心の策をお立てになつておられますが、先々の問題としてどうかひとついまの点は御留意をいただきたい。過去の点は長官まだ御新任早々でございますから責任は云々じやございせんが、今回の例等がございまして、完全実施にきわめて近くなることに間違ひはない。来年というところで長官に御審問いただければみごと完全実施ということになるわけでありまして。そういう意味でひとつ御留意を賜りたいのですが、いかがですか。

○床次國務大臣 総務長官という立場もあります。同時に國務大臣でもありますので、この点につきましては十分努力をいたしたいと存じます。

○大出委員 名聞僚の皆さんがもう少し強くなつていただきたいと思います。どうも大蔵省が内閣の上にあるというふうなことになるつてしまつてゐる現状ではちよつと心もとない気がいたします。ぜひひとつそのところは、事務当局の皆さんがうしろのほうにおいでになるわけでありすけれども、お願いをいたすわけでありまして。

ところで人事院総裁にお伺いをしたいのでありますけれども、私が持つておりますこの資料に基づきますと、この勧告年月日というところにはその年を含み云々々と書いてあります。人事院ができたところからずっと書いてあります。そうしますとどうやらこれは二十年なんです。この間二十年記念に御招待をいただきましたのだと思ひます。そうするとこれは二十年目でございます。このあたりで完全実施のケリをおつけになるという大発奮をひとつしていただきたいわけでありまして。制度の問題がいろいろ手段、方法という意味でございすけれども、二十年目に国会に勧告したということが意味で実を結ぶということも意義のあることだと思ふのですけれども、勧告が完全実施にほんとにむずかなくなつた。してみると、二十年というこの年に、来年度予算というものとからんでございすのでうまいけ

ば来年は完全実施ができるかもしれない。そこらで人事院の総裁として、国会の動き等をけさ新聞でござらんになつて感ずるところがござらうと思ふのであります。いかがでございますか。

○佐藤(連)政府委員 感ずるところは大ありでございます。たいへん期待に胸をおどらせておる次第でございます。

なお、わがほうの二十年の記念の式典にはこの内閣委員の諸先生は全部お招きいたしましたので、あしからず御了承願ひます。

○大出委員 だいたい人事院擁護をいたしました。が、来年はぜひひとついい勧告をお出しをいたして、二十年というこの土台の上に——戦後人事院ができて二十年たつたわけですから、まさに成人でございすので、いい勧告をひとつお出しをいたして、新総務長官のせつかつの御努力と相まつて、来年は国会で私どもがたがたやらぬでも何とか御両者で相談をいたして完全実施ができるようにぜひお願いしたい、こう思ふわけでございます。

ところで長官、与党の皆さんの側から話がありました場合に、七人委員会等をお開きにならなければならぬ、そういう筋になりそうでございますか。

○床次國務大臣 ただいまのところまだ具體的の連絡を受けておりませんので、どういう手配になるか存じませんが、しかし何ぶんにも会期は詰まつておりますので、できるだけ国会の御要望には沿ひ得よう努力をいたしたいと思ひます。

○大出委員 法案をこの国会に提出されておりますのはもちろん政府でございす。担当は大蔵省ではなくて総理府、したがつて総務長官でございす。そういうことになりましたと、この提出されております法案の取り扱いというもののからむわけでございます。たとえば、まだ連絡がないとおっしゃると思ひますけれども、現在出しておられますのは、防衛庁も含めまして八月実施でございまして。一カ月という問題をめぐつて、本来ならばこれは七月実施ということになければ

ならぬという手続になるはずなでありますけれども、何か別に、たとえば一カ月分ということになった場合に、何か別な技術的な方法等ございませうか。

○床次國務大臣 この点に關しましてはうわさがありますので、私も検討しなければならぬと思っておりますが、まだどういふ形でもって最終的な話が詰まったかということがよくわかりません。額だけ出せばいいのであればそれだけの方法もあるんじゃないかと思いますが、まだこれから検討しなければならぬ状態であります。

○大出委員 非常に実現性の濃い問題でございすけれども、しかし時間のわずかなズレで——仮定の話にさせていただきますが、一カ月分という金が出でできるということになった場合に、また支出しなければならぬとなった場合に、どういふ方法がございませうか。その金を出すについて、公務員諸君に渡すについて。

○床次國務大臣 急の問題でありますので、具体的に十分検討しておりますが、すでに政府提案になっておりますから、これに對しましてあるいは修正という形も考えられます。あるいは政府が撤回するというのも、そういうような行き方もあるし、あるいは別のものも考える余地があるかどうかということについてまだよくわかりませんが、検討しなければならぬ。これは今後の推移を見ましてできるだけ対処いたしたいと思ひます。

○大出委員 どういうふうにすれば金が出でできるのかという点について各方面からいろいろ聞かれてはいるわけですよ。人事局がこの仕事をおやりになって今回法案を出しておられるわけですね。だから一カ月ということについての取り扱いについては、これは御検討いただいていたほうがいいと思ひます。そうでありませんと、やっぱり先々の問題があります、例になりますから。そういう意味で、これは人事局長さんのほうでもけっこうです。たとえば附則に何かひとつ——いま暫定手当がございませうが、それに類するもの

を考えるとあるいは単独立法というものは可能なのかとか、あるいは国会修正でやってくれというのか、そこらのところを、少し技術的な点を参考までにお聞かせいただきたいのであります。

○栗山政府委員 ただいま事務的に検討に着手したところでございまして、いろいろのことが考えられるかもしれませんが、やはりこまかい点もございまして、ここでいま先生にお答えするまでに至っておりませんのを御了承願ひたいと思ひます。

○大出委員 念を押しますが、事務的に検討に着手したのですな。

○栗山政府委員 しつつあるところでございます。

○大出委員 しつつあるというのと、したというのと、どう違うのかわかりませんが、あまりしたなと言ふとまだ少しぐあいが悪いなという御配慮かもしれないけれども、いまの時点では微妙な質問にならざるを得ないのですよ。けれども内閣委員長さんとはかく審議に入ってくれとおつに触れざるを得ない。したがって微妙な質問になる、こういうことなのでございませうけれども、事務的に検討に着手しつづつあるということは、事務的に検討しつづつあるとお話があつての上のことでございます。

○床次國務大臣 ただいまのお話でありませうが、実は昨夜からの情勢に對應いたしまして直接折衝しておられる方もいろいろ御意見があるのではないかとと思ひますけれども、しかし直接事務を担当する立場から申しますと、やはり将来の影響もいろいろありますので、できるだけこれを形のよい方法によつて検討することがいいのではないかと。いうので、うわさを根拠といたしまして検討を命じた次第であります。したがつて、時間的にまだ十分ではありませんので具体的なことがわからないし、その前提条件も十分はつきりしておらないということはお含みおきをいただきたいと思ひます。

○大出委員 これは電話一本かかってもうわさの域を出ないわけでありまして、それでけっこうであります。ただし、この一カ月ということが、仮定の話ではあります、今日実現性の強い状態でありまして、そうだとすると期間がありませんので機会はあるかもしれませんが、この席で人事院の総裁なりあるいは総務長官のお立場で、やはり一番いいというふうに方法が——私は参考意見でもけっこうなもので、仮定の論議をしておるのでありますから、お出しをいただければあつせなうございませうが、私は意見を申し上げれば、八月実施というふうに出ているのですから、これを七月実施にするというのがすなおな考え方だ、長年の人事院の苦勞もあるわけでありませうから、そう実は考へておられるわけなんです。細工を弄するのでなくて、あっさり公務員諸君の要望等にこたへて、この際無理をされて資金の支出をお考へになるというのであるとすれば、出すのは政府の側が出すのであります。だとすれば、すなおにやっぱり一カ月、実施時期を繰り上げるというのが一番いいのではないかとと思つておられるのですが、もし皆さ方から御答弁をいただければ、総務長官でも、人事院の総裁にもお答えをいただきたいのであります。

○床次國務大臣 まだ、ただいまの問題につきましては具体的にお答えを申し上げる域には達してはおりません。

○大出委員 ただいま、いい御答弁をと、あるいは私の意見と思つたとたんに、どうもいま何という党のほうかわかりませうけれども、相談があるのですぐおいでをいただきたい、そんなところのんびりすわつていては困る、こういうお話でありますので、そうなる御本尊のおらぬところまで質問というわけにもまいりませう。また、私もどうも別のほうから用があるようでございまして、防衛庁長官をお呼び出し申し上げて質問を申し上げなくて悪いのですけれども、休憩を願へないのかと思つたのですが、いかがでしょうか。

○三池委員長 それでは暫時休憩いたします。
午前十一時十八分休憩

午後三時十四分開議
○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。大出俊君。

○大出委員 どうも、給与そのものの質問も、あれ以上続けまして、総務長官はなかなか箇切れのいい御答弁をなさいませんので、この際、関連のある、つまり昨日の問題と直接的な関連のある部分を除きまして、関連のないところをきょうはひとつ質問を申し上げ、お答えをいただいて、昨日の問題の進行度合いに應じて、この委員会をひとつ再開をしていただいて御質問申し上げ、そちらのほうは、いずれ佐藤総理に——佐藤総裁ではなくて佐藤総理にお出かけをいただきまして、はつきりしたところを承らねばならないので、そういうふうに進めさせていたかどうかと思ひます。

そこで、出されております四法案の中の一つは、かれこれ三年ぶりに寒冷地手当に關する一部改正の法案が出されておりますので、この問題について少し質問をしておきたいわけでありませうが、まず一番初めに、現行制度の変更をいたしまして、新しく現行の定率部分を分けて定額制度をおとりになつたわけでありませうが、なぜ、そういうふうに変えられたかといった基本となるべき中心点だけ、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 現行制度発足後、相当時期がたつておるわけでありませうが、今日において、現行制度の定率のところを見ますと、非常に不合理な形になつておる。なぜなれば、前のベースアップによりまして給与が上がつております。それに八五%というふうな形になりますものですから、たとえば北海道の非常に高給を取つておられるような方々は、二十何万円というふうな

寒冷地手当をおもらいになるというふうなことが出てきております。したがって、寒冷地手当は、本来生活給的なものであるべきだ。月給をよけいおとりになっておられる方が三万円も、五万円も、十万円も重ねておもらいになるというふうな性格のものではありませぬのですから、その辺の不合理的なものを調整いたしまして、固定額というふうなもので、本俸の高い低いにかかわらず、一定額をつけ加えるというふうなところが基本的な変更の線であると思います。

○大出委員 これはおかしな話を承るのですがね。毎年毎年人事院は勧告せざるを得ないような羽目に追い込まれておられるわけでありまして。これはどが悪いのかといえば、今日の政策に問題があるわけですね。物価が上がるからしかたがない。ところが、給料の高い方がよけいおもらっているから、これは不合理である。つまり、スライド制でいきますと、そういう結果が出てくる。現在の上下格差というふうなものが八%なら八%、勧告が出るたびに格差が八%で格差は拡大する。だから、そういう意味では不合理で、生活給的なものだから変える、こうおっしゃる。そうすると、あまりよけいおもらっていない方が今回の勧告で優遇をされないという面が出てきているというのは、いささか筋が通らぬという気がするものであります。こまかい点は中身に入って申し上げますが、その辺のことをまずお答えいただきたい。

○佐藤(連)政府委員 低額な給与を受けておられる方のほうが、実はそれが回っていったものだというふうにお考えいただいてよろしいと思うのであります。たとえば世帯主である職員について申しますと、今回の改正によりまして、たとえば八等級の人の場合は八割いまよりもふえます。それから七等級の方である場合は四割というふうなことで、現在に比べて非常な優遇になるというところはおおむねからざる事実であらうと思います。

○大出委員 都市手当を勧告されたときもそれらしい理屈を並べられたわけでありまして、現実、現状無視ができませんから、そういう意味で勧告を

なされたとおりに行なわれていないのであります。これはもうお認めになりましたとおりです。だとすると、寒冷地給付の場合でも、現状避難をされているという面が出てきた場合に、やはりこれはお改めいただくか、さもなければ考え方を要するわけですか、過渡的措置をお考えいただくか、あとから手当をのけていただくか、これは何かやっていたらだかぬという問題で、今度新しい制度で、五級で言うならば八五%というふうになっておりましたのを、四五%という新定率部分をまずつくった。そして、あと、新しい定額部分というものをこしらえた、こういうわけでありまして。この制度を四級、三級、二級、一級というふうにとつてまいりますと、現在の段階で六万六千円という俸給月額をもらっている方、こままでの方々とはと

りあえず有利にはなる。だがしかし、六万七千円以上の人は不利になる。そうして来年もまた――予備勧告なんて問題がもめておりますが、総裁は断言がなされて、公務員の生活実態というものをあわせてこれを守っていくというお考えなんですから、かりに来年以降も八%勧告が続くとした場合に、計算上出てまいりますのは四十三年、この段階で六万五千円の方は四十三年、来年の段階で現状に比べれば不利になる。さらにこの六万五千円の方が四十五年で現状より悪くなる。さらに五万五千円の方が四十五年、こまでやはり不利になる。四十六年で五万円、こまで不利になる。さらに四十七年で四万五千円、四十八年までいきますと四万円という段階で、もうすでにこまで不利になる。こんな八%勧告は続くか、それはわからぬ。わからぬけれども、どうもいまの政府のおやりになっておられる現状からいいますと、そのくらいに見なければおさまらぬ。とすると、どうも今回の制度改正の意図するものがどこにあったかというところがわかるような気がするものでありますけれども、この辺のところを、こま、来年の問題なんですから、もう側の方々が現状改悪なりと考えて心配されることも、私はまた無理からぬと思

う。なぜならば、足かけ三年間で出てきた勧告なんですから、またそういう間ほっておかれるとするならば、その間に不利になってくる人々が出るというところはぬぐい得ない。八%以上の勧告が出るわけですから、もう早くからそういうことになるわけですから。そうすると、そのあたりのところを一体どう考えられるか、この点を明らかにしていただきたいわけでありまして。

○佐藤(連)政府委員 一応大筋のところを申し上げますと、大体不利になる過程は、たとえば北海道大学の学長の場合は明白に不利になる。不利になる人の段階がどの辺までいくかという問題が一つあるわけでありまして、これが一つ。それから将来のベースアップに関連して、またその意味で不利がいまに比べて出てきはじめないか。将来の問題は、大まかにいえば、最初に申し上げましたように、これは大体生活給的なものであります。その額が生活給的な意味を果たさない額になってもわれわれがほっておくというところはこれはおかしなこと、その辺は十分われわれとしては考慮しなければならぬということが大筋の考えとしては申し上げられる考え方でありまして。

○大出委員 今回の勧告で国家公務員の平均が大体三千九百七十三円を足して幾らくらいになりますか。昨年並みという額を加えて幾らくらいになりますか。総平均賃金でもけっこうです。数字は違ってもいいですよ。

○尾崎政府委員 全職員としまして、本年の四月が本俸、扶養手当及び暫定手当の三者合計におきまして四万九千五百円でございますが、これが五万三千二百円ということになります。

○大出委員 いま総裁がお答えになりましたところの大学の学長さん、こういう方はだいたいもらっていますし、まして上層下層の勧告などが出るとよけい上がる方々だからこれはいい。だがしかし、こまでいうところの四万円から六万五千円ぐらいの段階の方々というのは、いまの全職員におけるおおよそ平均の五万三千二百円というふうなもの等とあわせ考えれば、これは言うならば働き盛りの、働き始めてようやく仕事にわかつて、実務のほうの中堅層になっていくというふうなところの方々が多数。そうすると、こういう方々に対しては優遇措置を講じなければならぬ。こういう段階の方々なんです。旧来にも人事院の勧告というものは、職員分布がたかさんあるところは、とかく上げがたいというところ、どうもまたしわが寄るというところ、生活給の意味をなさない。だから、いま私があげたような方々が不利になるというところはゆゆしい大事であります。総裁はほっておけないと言われたが、じゃ、実際にはどういうふうにはほっておけないのか、明らかにしていただきたい。

○尾崎政府委員 ただいま総裁から申し上げましたように、今回の改正は、現在の寒冷地手当が、一部定額はございますが、非常に大きな部分がいわば職務給的な形になっておまして、手当の性質からいいますと、これを生活給的な方向にほぼ半分程度は改める必要があるということでございます。そういうことで、趣旨をいたしましては、いま御指摘のような層につきましては、かなり改善になるということになるわけでございますけれども、従来職務給的な関係におきましてかなり高額であった御指摘の六万六千円以上の――これは役付職員の平均程度になるわけでございますが、これらの職員につきましては、寒冷地手当として合計で約八万五千円以上を受けるわけでございます。こういう職員については、今後のベースアップによる増額は半分程度にしていこうというのが今回の改正の趣旨でございます。

○大出委員 これは私もだいたい徹夜の折衝をやりましたが、これは平均でいけば、くどいようだけれども、昨年並みで三千九百七十三円だとすると、こまで何年かたつて、勧告が続いて落ちていくというところになる。そう簡単な類じゃないのですね。これは、そこをやはり考えてあげなければいかぬと私は思う。だから、不利になるというこ

とについては、この方々は何か大学の学長さんではないのだから、そうすると、やはりそれは救済の方法を考えていただかなければ困る。こちらあたりが寒冷地給付をもらう側の方々の一つのポイントになっているわけであります。したがって、実はこれは寒冷地給付がで上がったにしろえから、石炭手当ができたときからさかのぼって言わなければなりません。私はそこまでさかのぼって言いません。だが、その救済措置のほうをしかと頭に入れていただかなければ、これだけの改正をおやりになるわけですから、突如としてわれわれとしては突如としてという気がするわけでありますから、何とかしなければならぬということとは同感でございます。しかし、ここまで思い切ってやるということになると、その間の調整措置をおとりになるということとはあたりまえのことです。そういう意味で、これだけはひとつ念を押しておきたいと思うのであります。

そこで、ほぼ半分は生活給というお考え方の理論的根拠はどこにあるのですか。

○尾崎政府委員 今回の改正は、いま申し上げたようなことであります。そこで、現在の定率分と定額分、つまり、いわば生活給的な形で支給している分と、それから職務給的な形で支給している分との——これは寒冷地手当の性格の問題でございます。この手当を最初につくり出した当時におきましては、やはりそういう生活給的な部分が三分の二でございました。現在は逆に生活給的な部分が三分の一に下がりました。それが逆転をしているわけでございます。そういう関係で、立法化された当時における状況というものの一応にらみ合わせますと、大体現在の定率分の半分を定額のほうに振りかえるということが、立法当時の状況に即するという点が一つございす。それからさらに、これはややこまかい話でございます。いろいろ調査してみますと、所得の多い人がやはり寒冷増高費を多く使っておるという関係がございます。その間のいわば相関といえますか、やや

こまかいことをやってみますと、その相関、所得がふえるのに応じまして寒冷増高費は約四割程度ふえるという関係がございますので、そういう両方を見合わせまして、半分ほど振りかえるということが至当と考えたわけでございます。

○大出委員 それで根本的に間違いないですね。

寒冷増高費というものの考え方の基本ですから申し上げるんですが、金をよけいもらっておつて、ふところがあつたかいたいということになると、からだもあつたかいたくなるんですね。だから、ちつとは金がかかってもあつたかいたいということになる。これが人情です。寒冷増高費のほうによけい金を使いたくても、生活実態から離れて使えない。だから、給料の少ない人は寒ければ金がまんをすることになる。だから、寒冷増高費は減る。これは原則です。あたりまえです。生きていく限りはそうなる。だからといって、金のあるほうによけい金考えてやらねばならぬ理屈はない。逆なんです、明確に。これが寒冷地給付というものを考えた一番最初の三分の二が生活給だという出発点なんです。だから、いまの給与局長の理屈——私は理論は何ですかと聞いたんです。これは理論じゃないですね。しかたがないから、その辺にとりあえず合わせておこうということなんですよ。そうなる、いまの御答弁を聞いてみると、だから、その点をとやかく言うわけじゃない。その議論をすれば長くなるからいたしません。そういうことで、今回はまん中くらいにということとされたんだとすれば、確たる理論的根拠があるわけじゃない。やっぱり現状にどう順応させようか、合わせようかということになってる部分が多い。なおのこと、私が先ほど問題提起をいたしました面についても、そういう意味で手当を将来に向かっていくべきであるということになる。こちらあたりをひとつお考えをいただきたいわけでありまして、給料が少なからず寒い思いをしているんで、それは金がかかっているんだからいいじゃないかということにはならないんです。そこを踏まえておいていた

だいたい。いま、いきなり三分の二のいにしえに返れと言ふんじやないんですけれども、いにしえを思い出したんで、念のために念を押しておいたんですから、そのようにひとつお考えをいただきたいと思ひます。

それから次の問題は、このいまの問題と関連をしておいて、ほんとはスライド制という形のもの考へろと言ひたいのでありますけれども、この点はひとつ附帯決議だ云々だというほうの問題ともからみますから、そこらで議論させていたでこう、こう思つております。とにかく、不利になるということとは許せない。過渡的な措置、将来に向かつての手当というものを怠りなくおやりいただきたい、こういう趣旨であります。

次に寒冷地手当の定額分について承りたいのであります。定額のこの三区分別というものの、一体この根拠はどこにあるのですか。

○尾崎政府委員 寒冷増高費につきましては、やはり家族持ちの世帯主と、それから独身者で下宿住まいの者と、それからいわば親がかりという三段階で区分されているのが通常でございます。これは、まあ石炭手当あるいは薪炭手当等の従来の関係におきまして、そういう関係で行なわれております。今回の定額につきましても、そういう意味合いでこの例をとつたということでございますけれども、結局その趣旨は、やはり親がかりの者と、それから独身者で下宿住まいの者と家族持ちの者とは寒冷増高費が違ふというところにある根拠があるわけでございます。つまり世帯主の場合には、やはり一家のための雪おろしの関係だとか、そういう意味合いの特殊な増高費を持つておるという関係がございます。現に民間の場合にもそういう関係を調べて見ますと、世帯主を一〇〇%としますと、親がかりの者は三分の一というのが通常でございます。したがって、現在われわれのほうでいわれる石炭加給分あるいは薪炭加給分について親がかりを三分の一にしておるということと符合しておりますので、それをとつたものでございす。

○大出委員 どうも親がかり親がかりと言われると一世代前の話を聞いているような気がするのですね。しきりに親がかりが出てくるのですが、これは尾崎さんのところも親がかりがいるのかも申しませんが、どうもいまの世の中ではあまり親がかり親がかりと言われぬほうがいいです。若い連中に言わすと、親のほうに逆子がかりになりそうなくらいになっているのですから、世の中変わったのです。それを、どうも親がかりで金がかかぬからいいじゃないかと、暖房費も払わぬで親のところにいるんだからと言うが、そうじゃない、いまの世の中というものは、そんなことを言えば、早く結婚しろ、そうすれば親がかりじゃない手当をもらえるのだから、結婚奨励手当みたいなものですか。そうはいかないです、理屈からいくと。だから、なぜそうなのかなんかのように同一労働同一賃金ならば、年をとつた方であっても若くても、やっている仕事と同じで、経験年数が同じならば、同じなんです。だから、若いときに生活費がかかぬからというので山ほど保険に入るのですね。あなたは保険に幾ら入っておりますかということが結婚の条件なんだから、満期になるころになったら家を持ちましようといつて結婚した。幾ら幾ら入っていると云われて一緒に住んでみたろうそだった。だから、あなたは会社が終つたら運転手をやつてその分だけ保険によけい入らなさい、約束違反だからと言われて働いている男性まじる世の中です、アメリカの場合は、そういうことになってくると、若い世帯の方に対するものと考え方というものは、若くてもいっぱし仕事をする場合、親がかりでなくて独立の生計が営めるという賃金を払うべきである。いまの世の中の賃金理論というのはこういう理屈になる。ということになると、親がかりで安くつくんだから安くいいんだということは、古い理屈としてはわかんけれども、いまの世の中には通用しそうなない段階でございますから、まあ、このあたりは理屈になりま

すから適当にいたしますけれども、こういった形で若い方々、親がかりとあなたのほうで称する方々のところがいささかもって冷遇されているというところ。しかし、この方々は職場の中でどうかというところ、仕事も一番よくする世代なんですよ。三十前の男ですから、そうでしょう。そうなる、やはりそこらのところを少し考えてみる必要がありはしないかと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃる問題は、要するに本俸の問題に非常に深いかわりのあることだと思ひます。したがって、給与表そのものの問題。これはわれわれは、御承知のように重大視してあらゆる点に考慮を払いつつ適正を期しておる。今度の、お話の寒冷地手当のほうは、寒冷関係に對処するための生活給的なものという意味でこれは盛りつけておるわけですから、したがって、私どもの言う親がかりの人たちは、要するに寒冷増高費の点から言うと、世帯持ちの人に比べてよほど少ないのが常識だろう。したがってまた、民間でも三分の一という数字をとっていらつしやる。われわれもいま言いましたように、従来石炭なり薪炭の關係でも三分の一にしておる。それはその一つのめどとしては足りなめどではあるまいかと思つておるわけでございます。

○大出委員 だがしかし、問題は比率の問題がある、それにしても、これは基本的な問題なんで、若い方々の賃金について、いま電機産業をどうにすればわかる。本年を含めて五年間で現在の給料を二・五倍に上げようというように、松下電器だつてそうです。日立にしても、東芝にしてもそうです。電機産業従業員の平均年齢は何歳かといつたら、大体二十七歳。これは尾崎さんとも論議をしたこともありすが、アメリカにおける課長と一般職員の比率はどのくらいになるのか、片方は千ドルで片方は六百ドル、こうなつてゐる。そうすると、政府は所得政策なんというものをもち出して、もうかるからといって電機産業

の会社か、その組合との間にかつてに高い賃金をきめるのはよくないなんといつておられるけれども、電機産業に働く若い層の方々の賃金というものはどんどん変わつてきているのですね。そこまですべて考えていきますと、ほんとうを言うと、もう日本の年功序列賃金というのはこの辺で変えなければならぬ時期にきている。それが前提なんですね。そうすると、住宅事情なんかもありますけれども、どんな人でも世帯を持つていくはずなんです。基本はそこにある。だから、その他のものは要らない。ほんとうを言うと二区分でいい。そこで比率の問題を申し上げますが、たとえばここにございす三区分の二万六千八百円、扶養家族のある職員というところを一〇〇だといふふうに見ると、三区分はどう変わるかというところ、一〇〇と六六と三三になる。これを簡略にすれば三三対二六と三三になる。これを簡略にすれば三三対二六と三三になる。こういうことになるわけなんです。ね。ここらあたりをもう少し――まあ国鉄なんかの例からいきましたも、これは一〇〇と五九と五〇です。こういう数字と合せて考えてみると、他との均衡というものもある。せめて国鉄並みくらいになぜできないか、できない理由があったら承りたいのです。

○尾崎政府委員 御承知のように、三公社五現業は国家公務員の給与を基本として考慮して定めるところが基本でございます。やはりこちらのほうがせれなりの形で十分検討していく必要があると思つております。今回改正いたしました関係は、つまり半額を定額に切りかえるという関係は、国鉄において行なわれていた事情というものは十分参考にしたということでございます。

○大出委員 どうも都合のいいところだけ国鉄を持ち出しては困るのです。国鉄というのは公務員を考慮してきめるとなつてゐるのだとあなたは言うけれども、そんなことをいへば国交権の否認だ。団体交渉権がある限りそうはいかない。ところで、いま申し上げた数字はうそを言つてゐるのじゃない。同じ親がかりで、なぜ一体同じ政府の息のかかつてゐるところで違ふのかという問題が

やはり残る。そうでしょう。そうすると、もうほうの側にすれば、いいほうに飛びつきたくなるのはこれまた人情。国鉄がこれだけもらつてゐるのに、同じ親がかりで、片方は特によい親がかりといふことはないのだから、そうすると、これは不合理。したがって、私の申し上げてゐるのは、この比率を、もう少し若い方々のところを優遇するといふ必要があるのじゃないか。給料だつて特に安いから、日本の年功序列賃金といふものは、だから、そこらのところを考えなければならぬのではないかと、これが私の指摘です。時間がありませんから先にまいります。

次に、扶養手当の今回の千五百円なる平均月額、これは何事ですか。一体この千五百円というのは何事です、御説明いただきたいのです。

○尾崎政府委員 今回の制度改正は、先ほど申し上げたような趣旨でございますけれども、制度の移行を急激に一挙に切りかえるということについては、やはりいろいろ問題がございますし、円滑に移行の措置をとるという関係におきまして、従前の給与といふものにつきましてそのまま、つまり今回のベースアップ後の水準におきまして今後の手当を保障していこうという関係をとつたわけでございます。その際に、つまり扶養家族のある者もない者もございすけれども、それを平均化したしまして、ある者もない者も一律にそれを加へまして保障するという、これは便宜的な措置でございます。

○大出委員 つまり、何事ですかという私の質問のしかたが悪かつたのです。いかなる理由に基づくかといふことを承つたわけなんです。便宜の措置だとおっしゃるのなら理由はない。便宜的であるといふわけですね。理由はない。時にこの方法が都合がいいからやつたといふわけですね、便宜といふのは。

さてそこで、もしこの千五百円がくずれると、人事院は寒冷地手当について評価できませんね。つまり、皆さんのほうは千五百円を基礎として等級あるいは号俸別の表をおつくりになるうということ

になるのでしょうか。そうじゃございませんか、そのところへ。

○尾崎政府委員 御指摘のとおり、新しいベースアップ後の水準で今後とも保障していこうということとを考へてゐるわけでございますけれども、その場合に、同じ等級、号俸におきまして、扶養家族を持つてゐる者と持つてない者につきましてすべて違つた形にしますと、これは非常に今後の操作といふものが複雑でございます。取り扱ひがたいという関係にございすので、いま御指摘のとおり平均化したしまして金額に加えるという措置をとつたのでございます。

○大出委員 つまり、確たる理由はない、便宜的措置、都合がいいからだといふことのために、しからば現実の問題として、家族をよけい持つておつたりして、そのためにたいへんに損をする方々といふのは、理由もないのに損をしたことになる。人事院が表をつつたりする便宜的な意味で必要なことをおやりになるということのために、家族をよけい持つてゐる方々が不利をこうむるということは見過ごせない、私はそう考へるわけですね。もしそうだとするならば、暫定手当、都市手当などといふものも扶養手当を含むのですから、全部これはその筆法で表をつくつてやらなければいけません。平均金額を持ち出さなければならぬ筋合いになる。人事院が各般の手当をかかえておられますけれども、その中で扶養手当といふものが出てくる限りは、ここに一つの論拠を置いた以上は、それに右へならえしなければ筋が通らぬ。しかも、それは便宜的な措置で割り切れますか。そうはいかない。もし千五百円がくずれば、あなたのほうの今回の考へは成り立たない。この点は納得できない。

例をあげましょう。たとえば扶養手当といふものを、あなたのほうはいま千五百円とおつちやつてゐるのだけれども、実際に合計二千円もらつてゐる人、子供さん二人、こういう人の場合は、これは千五百円で切られれば明確に損ですよ。どういふ理由ですかといつたら、便宜的措置です。納得で

きないじゃありませんか、現に子供は口をあいてものを食べるのですから。そうでしょう。そこらのところはもうどういふに説得するのですか。

○尾崎政府委員　したがって、今回の改正におきましては、本年の切りかえの際に、扶養家族手当を多くもらっている者につきましては、その点を保障するというのが附則三項に書いてある趣旨でございます。

○大出委員　さて、それをどう保障するのですか。

○尾崎政府委員　附則三項におきまして、この坪より上回るといったような扶養家族手当を受けておるといふ職員につきまして、この扶養におきましていわゆる期待権と申しますか、そういうものに対して下回るといふ点がございす場合には、それを保障するということが附則三項に書いてある趣旨でございます。

○大出委員　どうも附則三項がみ込みめないのですよ。実額保障というふうに理解しているのですが、それでよろしいのですか。

○尾崎政府委員　そのとおりでございます。結局、扶養家族手当をたとえ二千円もらっているという場合には、二千円を加えて計算したものが保障されるということで、この冬の支給におきましてそういう形になるということでございます。

○大出委員　そうすると、これは妙なことができません。家族がない人であっても、平均である限り千五百円なんですよ。そこのほうは実増益額を差し引くということにならぬとバランスが取れるのですが、そちらのほうはどうなんですか。

○尾崎政府委員　この措置は、結局新制度に切りかえに際しましての移行経過措置でございます。

そういう意味合いにおきまして、今後、しかもその経過措置というのがかなり長く残る可能性がございす。したがって、その際におきまして、事務上、たとえば五万円なら五万円の本俸をもらっておりましたものにつきまして、扶養家族が一人の場合には千円とか、二人の場合には千六

百円とかいう形で一々別々の支給をしておりますのは、今後の経過措置としましては事務上非常に煩瑣でございます。しかも、今後におきましてはそういう事務の簡素化というものが非常に叫ばれて、人員も少なくなってきたおるといふ関係もございすので、そういう簡素化の見地から、扶養家族がおりましてもおきませんでも、一律に平均的なものを加えまして、そしてこれを保障しようという考え方になっていくわけでございます。これは十年ほど前に、いわゆる地域給の保障をいたしたときと同じ思想、同じやり方でございます。

○大出委員　そうしますと、実額をこうむるところには実額保障の思想でいこう、増加分については過渡的な措置であるから、将来の簡素化その他の問題を考へて手はつけない、こういうわけなんですね。ところで、過渡的な措置であるけれども相当長く続くだろうとおっしゃるんだが、過渡的な措置である限りは、やがて過渡的な措置は思想的にはなくなるということになる。つまり、忘れたころにはなくなるということになりかねないから、これは忘れないでいただきたいと思っているわけでありす。

そうしますと、これまた筋論が出てまいります。あなたの方のほうで便宜措置で千五百円にしたのだとおっしゃるなら、他のほうも便宜的におつつけてそのことをしなければならぬことになる。だから、その実損にならぬように実額保障をする。これはひとつ忘れないようにしていただかないといかぬ。こういうことになるわけでありまして、そこをところが明確であれば附則の読み方もみ込めるわけでありす。いまのところ、いつやめるとおっしゃらぬから、当面は附則でいくということにならざるを得ないと思ひます。

ただ、ここで一つ伺っておきたいのは、事務的に煩瑣だとかなんとかいうことになってくると、ほかの関係する手当について同じ思想をお持ちになりますか。

○尾崎政府委員　やはり全般的に人事事務の簡素化の関係は進める必要があると考えるわけでございます。たとえば先般扶養手当の支給の際にも、たとえばこまかい話で恐縮でございますけれども、いままでは月の途中で子供が生まれましてした場合に、日割りで支給するといったようなことになっておりましたのを、一昨年でございます。たか、月の一日で実際に支給するかしらないかということを含めるといふ形で、こまかい給与につきましては、なるべくそういう形で簡素化をはかつてまいりたいという気持ちでございます。

○大出委員　それを聞いていたのではなくて、扶養手当平均値である千五百円というこの思想を、ほかの扶養手当を含む関連する手当に持ち込む気があるのか聞いておるのです。

○尾崎政府委員　扶養手当を含めまして、定率その他をやっている給与としましては、先般の調整の手当がどうかと思ひますが、これはいわゆる実質賃金の各地における均衡、したがって物価の関係も考慮してやっていると関係もございすので、直ちに理論的にもそれを一律にするということとは若干問題があるという感じでございます。したがって、これは今回のいわば経過措置の話でございます。別の手当につきましては、それぞれ別の立場で検討する必要があるというふうに考えます。

○大出委員　そうしますと、この千五百円なるものを持ち出されたのは、今回の寒冷地給の旧来の制度を要するにあたりおとりになったというだけであつて、他に類を及ぼさうという気はない、こういうふうな理解してよろしいですか。

○尾崎政府委員　別の手当につきましては、それぞれ別個に考えるべきものと思つております。

○大出委員　この千五百円は不合理だから取りかえてくれなうということになると、これは人事院、寒冷地給になると何ともやりようがなくなりますから、どうもそこまでやるのはいささか酷だと思ひますが、他に類を及ぼさうという点が明確であるとするならば、ほかのほうもありますから、

寒冷地手当の法律だけは継続審議だというわけにまいりませんが、先々これまたいろいろ検討を相互でいたしていくということにせざるを得ないと思ひます。いまの点だけは念を押しておきたいと思つております。

それから石炭加給の改正の問題でございますけれども、これまた人事院算定でまいりますと、運搬費を含めて八千二百八十一円ということになるのですが、これはどういう調べ方をされたのですか。

○尾崎政府委員　北海道における石炭の使用状況及びその値段につきましては、人事院といたしましては、毎年北海道におきましてそれぞれの支庁所在地に於て販売店から直接調査をいたしております。石炭のどういう品質のものか、どれだけ消費されているか、それから実際に売られた値段というものはどういふ値段であつたか、それから、その際付随して運搬費といふものはどの程度のものがかかっているかという関係を調査いたしまして、それによる平均的なものというところで今回の改正にかかっているのでございます。

○大出委員　これは四十一年に北海道の人事委員会が調査をして資料等がございす。これは人事院も所持のほうでございます。これなどはながめまして、トン当たり炭価がどうも少し高過ぎる感じがするんであります。石炭トン当たり八千六百四十円に運搬費が五百円、持ち込み、かつぎ込み料がここに入つておりますが三百円、計九千四百四十円、こういうことになっているわけでありまして、これは尾崎さん、北海道の人事委員会は身びいきで北海道はよく見るんだということになれば話は別だ。だけれども、これは旧来からの経過がありまして、そうはいかない。となりまして、同じように公の機関が実態調査はしたんだけれども、片方、人事院のほうは八千二百八十一円だ。トン当たり炭価が七千七百四十円、運搬費が五百四十一円、合計八千二百八十一円だ。北海道の人事委員会のほうは九千四百四十円が出ているということで、このままなると――私

は寒いところにいるわけではありません、あたたいところに住んでおりますけれども、これは数字ですから、ちよつと納得できないのです。同じようにやってみて、こんなに違うというのは、どういふわけであらうということになるのか、そこいらは何で違うのですか。

○尾崎政府委員 結局、北海道の人事委員会と私も同じ対象を調べているわけでございますけれども、たとえば炭価の場合なんかを見ますと、それぞれの石炭の小売り業者に参りまして銘柄別の値段を聞いてくる、インタビュをするわけでありまして、その場合に、店頭に表示している値段というものがございまして、さらに、夏場におきましては値引きをこれだけするという若干の調整分がございまして、結局、そういういわけば表示価格をそのままとるか、あるいは値引き分も調整しました実効価格をとるかということの違ひであるというふうに承知しております。

○大出委員 給与局長、最近テレビが非常に発達していますので、このテレビのアナウンサーの方々も国民一般に合ったようなことをつくりたいものではないかと、寒い冬なんというところで北海道を調べて、奥さんをお出してくる。若い奥さんは西も東もわからぬものだから、これまた、公務員なんですから、私のところはトシ当たり九千円もろう、けれども、粉炭なんというものでございまして安く買えますから、まけて使いますので七千円で済んで、二千円貯金しています。なう、このことをテレビなんかで言うものだから、私は北海道の皆さんには、そういう例外は、女房に少し気をつけると言っておいてくれと言っているんですけれども、そういうことをするもんだから、そんなに高いんじゃないんじゃないかということ、少し割り引きしたんじゃないかと思ひます。いかがですか。これはまじめな数字ですか。

○尾崎政府委員 そういうことではございませんで、インタビュをしました実態調査の結果でございます。やはり夏場におきまして値引きをするのは慣例でございます、その慣例によって実効

的な値段を私どもとしてはとらえてきておるといふこととでございます。支給の期日は、やはり値段の安いときに支給してもらいたいという従来からのお話でございます、それによって八月三十一日に支給するという形になっているのでござい

○大出委員 この粉炭をまけて使ったりなんといふことは奥さんの生活の知恵でございますから、それによって左右されるのは困ります。最近、札幌なんかも市が集団暖房方式なんというものを考へて、手をつけておられる、あるいはまた燃料の変化に伴ひまして、液体燃料を使うとかい

○大出委員 この粉炭をまけて使ったりなんといふことは奥さんの生活の知恵でございますから、それによって左右されるのは困ります。最近、札幌なんかも市が集団暖房方式なんというものを考へて、手をつけておられる、あるいはまた燃料の変化に伴ひまして、液体燃料を使うとかい

○尾崎政府委員 だるうではございませんで、そうなんでございます。私どもとしましては、やはりちゃんとインタビュをしてまして、そういう実効的な値段を調査したということ、それから、先ほど粉炭のお話でございますけれども、粉炭は安いわけでございますが、どういふ形状の、たとえば中塊炭であるか塊状であるか粉炭であるかという、そういう形状別に、どれだけのカロリー

のものが、品質のものがどれだけ売られておるかという、北海道におけるそういう石炭消費の実態というものをつかみまして、その実態的なカロリーの品質に應ずる値段というものによって突き合せて調べておるといふこととでございます。

○大出委員 北海道の人事委員会も実態を調べましてと言っているのです。中塊炭では七千二百カロリーというカロリー数を出して実態と言っているのですけれども、これは深く突っ込んで意味がございせんが、とにかく低いですよと言っているわけ。私は、人事院さんのほうが北海道の人事委員会よりもいささか不親切ではないかと申し上げているわけでありまして。

そこで、さらにまた、あれは道労委というのですか、裁定が出たりしておりますが、これは多少低く見るところもなくはありません。ありませうが、しかし、それでも人事院のほうがまだ低い。北海道の郵政関係の団体が提起をいたしました、これは運搬費や持ち込み料その他が入っております。札幌中央調停委員会が出しておりますが、これでも八千七百円を出しておるわけでありまして。ところが、人事院は八千二百八十一円でありまして、それよりもさらに低いということになります。ずいぶんまぐ値引きをしたところになります。インタビュに行つて見つけたものだという気がするのであります。私もその資料を詳細調べているひまがありませんから、あらためてその資料でもいただいて検討させていただきますが、この三つを並べてみて、いささか低過ぎる、こういうふうに感じますので、まん中で八千七百円出したって世の中はふしぎに思わぬのですから、わざわざ八千二百円にしなればならぬ必要はないのだらうと思ひます。まして、寒いところ

で現実生活する人々の立場からすれば、人事院はふざけたことをする、北海道の人事委員会が調べてみたら九千四百四十九円だという。札幌の中央調停委員会が出した八千七百円、あれを見ると、人事院はあたたいところに職員がおるからこんなことをするのだらうということになるわ

けでありますから、このあたりは、もう少し御検討を要しやせぬかという気がするのであります。石炭の価格は非常にむずかしいですから、取り方いろいろ違ひます。そこらのところを同じように七千二百カロリーだといつてみても、調べてみると必ずしもそうでない場合だってある。だから、そこらは私も実態を調べたこととあります。これはよほどお考へいただかぬと、人事院はこの勧告自体が全体的に安きにしようといふこととございまして、どうも気に食わぬということになりますので、お氣をつけたいただきたいと思ひ

ところで、寒冷地給だけやっているわけにはまいりませんので、このあたりで、人事院の皆さん方は附帯決議はごかんべんを願ひたい、質問で済ましてくれといふことだらうと思ひますけれども、理事会でいよいよしようといふことになつて、寒い冬を過すんだから、人事院はそうがあが言わないで、よろしゅうござんすと、あつさり言つていただきたい。そうすると与党の皆さん方の理事からよろしゅうござんすといふことになるのですから、附帯決議をつけていただいて、冒頭に申し上げましたように、總裁の御答弁にございまして、御努力をお願いいたします。特段のひとつ御尽力、御努力をお願いいたします。質問を終わります。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 人事院總裁、私は總裁が勧告された案に基づいて提出された政府案に對しまして、いろいろ問題も派生したわけでございますが、ここで總裁にただしておきたいことがござい

ます。もちろん七人委員会の結論ともつながりがあるわけでございますが、人事院の勧告制度というもの、それを予算編成と何らかの形で調整をはからうとするその方法において人事院が歩み寄れる幾つかの方法があると思ひます。その方法をお示し願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 毎回申しておりますけれども、私も、従来のやり方をしておつては完全実施はとうていできないという見方も一部にございますけれども、それはそうではないと思つておるわけです。したがって、従来の方式をもつてしても完全実施は可能である。しかしながら、翌年度半ばに巨額の資金を要する勧告されて予算編成上非常に困るという批判も非常に強くなるわけですが、したがって、われわれ完全実施を念願するものとしては歩み寄れるところがあるならばできるだけ歩み寄つて、そうして完全実施が実現しやすいように御協力をする、これまた当然の結論だろつと思つます。

したがって、問題の焦点は予算編成時にどのような行動がとれるかということであらうと思つます。そうなりますと、結局は、私も従来どおり四月における官民の比較というものを厳に基本に立てて、それによつて勧告を申し上げるというたてまえでござります。そのたてまえはくずさない。それをくずさずしてどういう方法があるかといへば、予算編成時といへば要するに予測に立つてはならないのであります。したがつて、第一次と申しますか、第二次と申しますか、そういう段階を分けて行動を起こさねばなるまい。そこで予算編成時には第一次の行動を必要とするということになれば、ある程度の信頼すべきデータに基づいて予測を申し上げる。そしてさき申し上げた従来のとおり厳密なる官民比較ということ調査した後には本格的な勧告を申し上げ、前の予測が狂つておればその勧告で是正をする、大まかにいつてそういう考え方が成り立つのではないかと申つておるわけでありませう。

○受田委員 その予備勧告的な性格のものに對するデータ、資料というものはどういふものを参考にされるのでございませうか。

○佐藤(達)政府委員 これは人事院そのものはそういう翌年度の経済情勢あるいは賃金情勢について見通しをするような役所では本来ないわけですから、よそで整えられましたデータを基本にして

判断をせざるを得ない、それは当然のことだろつと思つます。

○受田委員 よそで集めた資料を参考にして予測する、そういうことでございませう。その予測は大体当たらずといへども遠からずということになりますね。その自信はおありかどうか。

○佐藤(達)政府委員 自分の手元で十分調査したデータによるならば、当たらずとも遠からずといふことがあるいは言い得るかも知れませんが、何かよそまでおつくりになったデータを基本として、これならだいたいようぶですといふことはどういふ申し上げられませう。

○受田委員 そうしますと、大体的はずれということも考えられるのかどうか。

○佐藤(達)政府委員 大体的はずれがあり得ると申し上げれば、またそのデータをおつくりになつた方々に対して非常にぐあいが悪いことになりませう。まずまずその大体的はずれのことにはあるまいといふことを申し上げておかぬといふかぬのじゃないか。

○受田委員 それは人事院としては自分の集めた資料でないのだから、よその役所が集めたものをもとにして大まかな予測を立てたものであるから、自信はない、ないけれども、しかしいままでの過去の経緯から見て、いま予測される資料、人事院が予備勧告で用意されようといふ資料で、過去の歴史の中で大体的はずれがあったかないか。そういうことも人事院としてはすでに一応の傾向だけは調査されておると思うのです。お答え願ひませう。

○佐藤(達)政府委員 従来は予想として、一種の参考としてにらんでおるわけですから、本氣になつてにらんできたわけではありませうけれども、誤差と申しますか、そんなものは大体ずつと認められておる。それをその誤差が平均してどんな誤差になるかといふところまではまたわれわれ何も計算すべき立場におりませうから、そこまでは判断しませんが、大体誤差ははずつとあるといふことは言えます。

○受田委員 その誤差をそろそろこのあたりで用意しておかれる必要があると思つたのです。予備勧告制度を採用するといふ段階にかりに来年からなつたとしても、すでに人事院の機能をもつてして、他の資料をもとにしたそうした推移だけは――過去の十年なら十年の歴史の中において、毎年人事院が調べた資料と人事院以外の調査した資料とのその誤差がどれだけあったかといふは、私はもう用意されておらぬかと思つたのです。が、いま比較的人事院は閑散期である。閑散期でありませうか。こういう段階でそういうところもちゃんと用意されるところに人事院の誠実さといふものがあらわれてくると思つたのです。私は少なくとも過去十年、この十年の動きといふものは前途を予測するのに一応の基礎になると思つたのです。したがつて、重大な景気の変動があるあるいは高度のインフレが展開されたといふ事態が起らない限りは、大体予測される昭和四十四年の予備勧告の数字はどの辺かといふことは、そうむずかしい問題じゃないのでございまして、そう大がかりな作業を必要とするものでもない。これは私たちが調べるいま時間のゆとりがないから、そのために予備勧告を考慮される人事院にちゃんとそれが用意されて、その誤差がどの程度あるかといふことをここで判断されて、その判断によつて来年予備勧告が行なわれるときには、誤差がどのくらいある、そうすると、総合予算主義を貫き通すとしても、このくらい計上しておけば大体誤りがない、大体的はずれがないのだといふ自信もつて、予備勧告制度を大いに尊重して、それを探用せしめるために政府に強要する道も私は開けてくると思つたのです。これはただ一応の議論だけであつて、そうしたい作業量を必要とするものでもないもので、現時点における人事院としての、その資料の御説明を私は願ひたかつたのです。しかしやつてないといふことでございませうから、これはここでひとつ注文します。来年いま總裁が指摘されたような制度を採用して予備的な勧告をしようとする段階に間に合うように、過去の推移を

一応政府に提出できるように、また国会にも説明できるように御準備を願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 受田委員非常に先へ進んでしまわれておるようによつてございませうけれども、事の考え方の経過をひとつここで申し上げておかないと、もうさつそく、閑散期が何か知りませうけれども、いまのうちにやれといふようなお話はちよつと早過ぎると思つますから、申し上げさしていただきたいのですが、先ほどからずっと御指摘がありましたように、この予測といふものはなかなかこれはむずかしいわけです。しかも人事院が何らかの行動をとる以上は、人事院が責任をもつて予測を申し上げなければならぬわけですから、そのデータその他についてどれほど信頼できるかといふ問題があるわけですが、これは御承知のように、たとえば本年度の予算は総合予算といふようなことでございまして、その際のわれわれの、政府当局もそうでありませうが、感覚はことしはとも自然増収も何もないんだというやうな前提で、補正予算なしの総合予算といふものができたと思つたのですけれども、今日幸いにして非常に経済情勢はよくなつてきておるというやうな現実があるわけございませう。したがつて、われわれとしては責任を持つてはつきりした予測ができるかどうかといふことに、非常にちやうちよしておる。したがつて、従来各種の委員会においても、この予備勧告はともだめです、できませうといふて、むしろ反対の意思を表示してきたわけですが、しかし、先ほど申しましたように、われわれがわれわれとして歩み寄るというやうなことで完全実施ができるということになれば、それはわれわれも踏み切りませうといふことで、完全実施の確証があれば、それは踏み切るにやぶさかではないといふところまでいつてゐる程度でありまして、まだ話はそこから先へ進展しておらないわけですが、したがつて、そういうお含みでお聞き取りを願つておかなければならぬと思つます。

○受田委員 人事院が権能を持つ俸給表の作成の基礎となる民間給与といふのを一応はずして、生

活水準とか物価とかその他の諸事情というものを、
けを取り上げる調査方式というのが私はあると思
うのです。民間企業だけではない、あとは人事院
が毎年一応の参考にしておられるわけでもない
するから、その部分をはずした残りで大体の推移
がわかると思うのですが、どうでございませう。

○佐藤(達)政府委員 われわれが従来手がたく官
民の比較を基礎にして勧告を申し上げておる理由
は、もう従来たびたび申し上げたはずでありま
す。その他の事情等々を勘案して、この辺にして
おこうかということで、見計らいでたとえば率を
きめるということでありますならば、一方からは
これは高過ぎるという批判が必ず出てまいりま
すし、一方の陣営からはこれは低過ぎるという批判
が出てくる。そういう批判に耐えながらいくた
めには、やはり民間のかつちりした給与水準を
とらえて、それと突き合わせて、これだけどう
も公務員給与が下回っております、したがって
これは調査に近い、五月にさかのぼって追いつ
かしていただきたいというのが、一番強い、われ
れとしては迫力のある勧告をなし得る道だろう
と思うのです。これは非常に経済情勢が安定し
て賃上げというようなこともほとんどないとい
うような時代であれば別でありましょうけれども、
今日のような経済の進展の激しい時代において
は、それが一番手がたい方法であるということ
であります。

○受田委員 そうしますと、その他の諸事情とい
うのは軽くこれを見られておるとか民間給与を
もとにする以外のものは軽視されておるとかい
うような印象を受けるのですが、一番手がたい
ということと民間給与の実態調査を重視される
という御意見のものとには、他のものを軽視
する御意見がひそんでおるのではないですか。

○佐藤(達)政府委員 諸事情というやうなものを
安易に取り入れて考えますと、これは客観的な
ものではないわけですが、主観が入る事柄であ
りますからして、一方の方々からは、この諸事
情の見

方が甘過ぎる、悪いことばでありますけれども、
これは値切らなければならぬという方面の議論
にもつながる。あるいはまた他の陣営の方々
から言え、この諸事情はもともとこっちの方
向から見るべきじゃないか。そこはともない
議論になるわけでありまして、よくよく納税
大衆を含めての国民大衆が見て、たとえば
国家の財政が破局に瀕しておる、倒産者が
相次いでおるといふような、現実には明白
な異常事態があればそれは別でありま
すけれども、そういうことがない限りにお
いては、われわれは主観的な判断は絶対に
差し控えたほうが手がついて、こういう考
えであります。

○受田委員 せっかく法律の基礎にうた
つておるその他の諸事情というものを軽視
するということ、私は法律無視だと思
うのです。お答え願いたい。

○佐藤(達)政府委員 その他の諸事情とい
うことは、何が入っているかという問題
でありまして、それとあわせておきま
す。生計費が入っていると思ひますし、
物価等も入っている。それから民間給
与も入っている。したがって、われわれ
としては、民間給与というものをとら
えれば、いろいろな事情がそこに入
っている。生計費も折り返して入
っている。民間での賃上げの闘争を
見ますと、生活が困難だとかあるいは物
価の上昇からいって、これだけ賃上
げしてくれという、そういう闘争
のあぐくに妥結された民間賃金なん
です。それをとらえて基準にすれば、
大体あらゆる諸事情はそこに反映さ
れておる。そういう見方は十分で
きると思ひます。

○受田委員 総裁のおっしゃることによると、予
備勧告制度を採用する場合に、民間給
与というものを始終念頭に置かれる
立場からは、非常にむずかしい
答えしかでないと私は思ひます。
だから予備勧告というものはな
だ不安定なものであつて、それを
採用することは好ましくないと思
ひます。おられるのかどうか、お
答え願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 そういう御指摘のやうな
むずかしいことがありますから、人事
院としては反対でございます。いま
まで方々で言つてまいりました
わけですが、しかし完全実施のた
めということからいって、それによ
つて完全実施が期待できるとい
う確証があればわれわれはしり
込みはしない、歩み寄りましょ
うというのが今日の心境である
わけですが。

○受田委員 総裁御自身が、民間給
与の比較論において、百人以上の
事業場の対象には下級の者を
全部一応含めておる、それから上
級の、本省の局長、部長クラスの
俸給の基準は、今度は五百人
以上の規模のものを対象にして
比較検討しておる、という、比
較論においても非常に問題があ
ること、この前私指摘したわけ
なんです。これは忠実な民間給
与の比較ということからいけば、
百人以上というところを一括し
て、対象をびつとそこに限定し
て、そして下から上まで同じ基
準で比較すべきだと思ひます。
そういうところにも、意図が入
つておるやうな不安を私抱か
ざるを得ない。この点について
も、ちよつとこの機会に明らか
にしておいていただきたい。

○佐藤(達)政府委員 それはたびたび御指
摘があつて、たびたびお答えし
ておりますので、十分おわかり
だらうと思ひますが、要するに
政治的な意図などというものは
なくて、科学的、合理的な根拠
からいけばそういうことになる
わけですが。

○受田委員 民間給与の比較論にお
いては、対象を同じ基準で、これ
を公務員のほうへ及ぼすやうな
形が私は好ましいと思ひます。
そこで、上に厚く下に薄い現象
が起こる。これは総裁、ひとつ
政府にも十分反省させる意味で、
いまの給与体系といふものの中
に、下級者が非常に困つてお
る、上級者はある程度安定した
形になつておる、この現象を改
めるために、この民間給与の
比較論においては、同一形態の
同一現象をとらえた比較論から
出発すべきである、私これは注
文しておきます。

同時に、今度の勧告の中で問題が一つある
のですが、標準生計費の、十八歳の独身男子
の一万九千四百九十円という、この基準に
該当する八等級の二号俸、これは五月実
施という基準でいって、その三カ月間は
生活費を補うに足らない給与をもら
う期間があるという前提に立つことにな
るか、御答弁を願ひます。

○佐藤(達)政府委員 三カ月延びた場
合には、御趣旨がよくわからないので
すけれども、われわれは、延びるも何
もないので、五月にさかのぼつて実
施していただきたいというのがわれ
われの勧告であり、われわれの願望
でありますから、三カ月という数字
はそこからは出てこないわけ
です。

○受田委員 私が指摘しておるものは、
人事院勧告どおり実施しなかつた場
合は、八月から実施したという場
合は、実際問題としてその三カ月
間は人事院の勧告した数字が計上
してない月給をもらうことになる。
その間は標準生計費を補うに足ら
ない給与をもらう期間が三カ月あ
るということになる。じゃないか
というのを尋ねておるのです。わ
かりませんか。

○佐藤(達)政府委員 よくわかりま
せんけれども、われわれは五月実
施という勧告を申し上げておるの
で、ぐあいが悪ければ幾らでも追
及したいと思ひますが、それ以外
のことについては、われわれは何
もお答えする立場にないと思ひ
ます。

○受田委員 五月実施ということ
を前提にしていま総裁が言つて
おるのです。総務長官、総裁は
もう五月実施ということを前提
にした議論ばかりやつておいで
になる。そこで、総務長官とし
ては、五月に実施されて十八歳
の独身男子の一万九千四百九十
円に見合う八等級の初任の号俸
がきまつておる、そのとおり
に実行しなかつたならば初任
の者は標準生計費を補うに足
らない給与をもらう期間が八
月実施とするならば三月ある、
この三カ月間はいわば食えない
月給をもら

う、言いかえるならばある程度生命に危険を及ぼす期間が三月あるということになると思う。総務長官、あなたがもし法律案を出したくなった責任者としての責任を感じられるならば、この初任の八の二のところはせめて五月から実施するという手だてをしておかなければならなかったと思うのです。御答弁願いたい。

○床次国務大臣 ただいま人事院勧告の完全実施についての御意見だと思ふのであります。政府といたしましてはこの勧告に基づきまして十分検討いたしましたのであります。最後の結論といたしましては、やはり決定しましたような八月実施という結論になったのであります。したがって完全実施の問題につきましては、今後その方針をもって検討していきたいという次第でございます。

○受田委員 私の質問に対する答弁をお願いしたいのです。いま具体的な例を示した……

○床次国務大臣 予算の執行にあたりまして、ただいま申し上げました事柄の中に含まれておるものと私は考えるので、お答え申しました次第でございます。

○受田委員 初任の八等級二号俸をもらう人は、標準生計費を基準にしてきめられた号俸である。それが五月から実施されないとするならば、標準生計費を補うに足る給与をもらわぬ期間が三月ある、こういう意味になってくると思うがどうか。これは人事局長でいいです。人事局長は経緯も御存じのほうですから、ひとつあなたから……

○栗山政府委員 先生御承知のように期末、勤勉手当もございまして、その辺はまあ何とかやっていますかと思ひます。

○受田委員 それは筋論として通らないのです。五月から実施という基準は、標準生計費をせっかく人事院が調べて、その資料に基づいてきまってきたきりきりの給与が五月から支給されるということになっておるから、一応人事院としてはさきからえらい強硬論でがんばっておる。実施しない政府が悪いのだということになっておるのだ、とこ

ろが政府としては食えない月給、あとから期末手当で多少考慮するからというのでは片付かない原則論があるのです。その点においてはかぶとを脱がれるかどうか。あっさりかぶとを脱いでもらいたい、理論的には。

○栗山政府委員 先ほどお答え申し上げたとおりでございます。やはり期末、勤勉もございまして、最低標準生計費というものは標準でございます。それから、人によりまして多少の違いはあろうかと存じますので、御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 理論的には御説明が成り立たぬことだけ御理解願いたい。

それでは特別職俸給表の質問を申し上げます。まず特別職の今回のこの改正案の中で、一応高俸をいただける方々の分は遠慮されておるけれども、三十万以下の分については一万五千円の特別措置がされておる。そこでこの号俸の中で一つ明らかにしておかなければならない点は、常勤の委員だけが正規の月給をもちうだいの形になっているのですが、たとえば公共企業体等労働委員会の常勤の公益代表あるいは科学技術会議の常勤議員、この常勤というのをわざわざ指摘された理由を御説明願いたい。

○栗山政府委員 ちょっと先生の御質問私わかりかねますが、先生の御質問は、委員会、審議会で常勤というふうな取り上げ方をしている、そういうのがあるのはどういふ理由によつてあるのかという御質問でございますか。月給幾らとはつきりきまっています。どういふわけか、こういうことでございませう。

○受田委員 そうです。

○栗山政府委員 たとえば、公正取引委員会とか公安委員会とかいふような委員会、これは先生よく御承知のとおり外局でございまして、これは常時仕事をし責任を負っているという、いわば合議の外局になっておるわけでございします。したがうではないか。それからたとえば、社会保険の審査会といったようなもの、あるいは運輸審議会と

いったようなもの、こういったようないわゆる委員会ではございせんけれども、常時お仕事をなさるという性格のものにつきまして、それを取り上げて、こういう常勤の仕事の実態に應じまして常勤の俸給を出すというふうな考え方に基きまして、こうなつておるわけでございします。

○受田委員 そうしますと、特別職の給与法の第四条には「第一条第九号から第十四号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は管理事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、云々」という者には給与を支給しない。しかしそれらに対しては、五千九百円という一般職の給与の法律の第二十二条の規定をそのまま援用されたところの読みかえ措置がしてあるわけですね。そうするとこの措置というのは、いわゆる非常勤というかこのものになる。他で常勤をしている者が、そのほうの所得が高いのでこれらのほうは非常勤の性格の勤務ということになるのか、あるいは両方とも常勤ということが可能なのかどうか、御答弁願いたい。

○栗山政府委員 委員会あるいは審査会といったものは、先ほど申し上げましたように、その会の性格上常勤である。ただしその中でただいま先生御指摘の四条の関係、他に事業をお持ちになつたり他に仕事をお持ちになつたりという方は、責任は常勤的に負つていただかなければいけませんけれども、おいでになる場合には常勤的にはおいでにならない場合があるということ、それから主たる所得がそちらのほうにあるという一般的な関係から、さきおっしゃいましたような一般職の非常勤の例に従つて出す、こういう実態からきたわけでございします。

○受田委員 両方とも常勤ということが可能であるかどうかです、勤務形態の上において、御答弁願いたい。

○栗山政府委員 先生のおっしゃいます意味が、同時に両方に同じに出るかという意味だとすれば、これは物理的には非常に困難な問題でございます。私の申し上げておりますのは、出るか出ないかという問題もございしますが、それとは別に、家におりましてもあるいはほかの仕事をしておりまして、常に委員会なり審査会なりの連絡等によりましてそこでも仕事をこなうという態勢にある、こういうことでございします。

○受田委員 勤務形態の上、二つの場所でも常勤の形態を併用することができるとか、物理的にできないといふあなたはあつた。そうしますと、一カ所で常勤の勤務の仕事をしてゐる人が、他でまた常勤の勤務をせよということとは不可能であるということが言えやしませんか。

○栗山政府委員 ただいまの御質問でございますが、ほかに仕事を常勤的に持ちになつておられて、さらにこの委員会なり審査会との関係で同時に常勤になれるかというお話でございますが、ほかにお持ちの場合には、やはり常勤ということにはつきり申し上げられないと私は存じます。したがういましてこういう法律が、御指摘のような四条が書いてあるというふうな考へていいと思ひます。

○受田委員 そうすると、この別表第一に書いてあるこれらの職種に御勤務される方は常勤でなければならぬといふたてまえをとつておる、これは変わりはございせんか。

○栗山政府委員 職務の性質上常勤というたてまえをとつておるわけでございします。ただし先ほど先生がおっしゃいました四条の関係の方につきましては、給与の扱いが一日幾らという、さきおっしゃいましたような一般職の非常勤の形式をとつておるということでございます。

○受田委員 常勤の勤務をすることを原則とするような職種に、常勤でない人を非常勤で出勤した日だけ日当を出すというものは、この法律の趣旨からでも、常勤の職務に該当する給与を払うたてまえからいって、いずれの立場からいってもこれは適用でないという御判断をお持ちでないか。

○栗山政府委員 先ほどから申し上げておりますとおり、これはいわゆる単独官庁の長を持つてお

るような役所ではございませんで、複数の委員をもって構成する、これは御承知のとおりでございますが、したがっていろいろの御意見をもち、お持ちの方に加わっていただくという面もやはり必要なのでございまして、全部が全部非常勤的になればこれは問題でございますが、中にそういう特殊な学識なり経験なりお持ちの方におき、少数の方にこういうふうなことをとっていただくということも可能なのではないかと、ううに私は考えております。

○受田委員 少数の方には非常勤の御勤務の協力を願っていい。ここにわざわざ非常勤ということを書いてあるにかかわらず、非常勤がおつてもいいということですか。

○栗山政府委員 原則としてはやはり非常勤が好ましいことはもう当然でございますが、常時開設しておるという責任ある仕事でございますから、ただし、中には先ほど申し上げましたように、その方の学識なり経験なりを大に加えていただきたいというような場合には、こういう形が少数に限ってあるのはやむを得ないのではないかと、ううに考えております。

○受田委員 この常勤の職員に対する給与としてここに定めてある、しかし事実問題として非常勤の者もそれに入つてもいいのだ、こういうことでございまして、私があなたのほうからもらった資料を見ますと、国家公安委員会というのは一週間、一べんしか出勤の日はない。一年に五十日足らずしか出勤していない。それで毎月の月給をあたりにまゐにいたしておる。これも今度一万五千円上がるので二十五万五千円になる。一日出勤すれば六万円になる。非常に高い日当をもらつておる。それから行政監理委員会の委員は五・五日、六人のうちの二人は日額であとの四人は月額をもらつておられる。五・五日で行政監理委員会の委員で二十二万ほど、これも今度また上がるわけでございますが、そうするとこれは一日大体四万円以上、出るたびに四万円もらう仕事、なかなかも

うけのいい委員をやつておられる。これは私ははなはだ不合理な点がひそんでおると思うのです。事実問題として一月にたった四日とか五・五日とかわずかな出勤しかできない。多少例外的な出勤があるにしても、このわずかな、一週間に一べん程度しか勤務できない。それから地方財政審議会というの九日なんです。こういう委員会に属しておる方は、たまにひよいひよい出て二十何万円という大金を獲得しておられるわけなんです。

これはたいへん問題があると私は思う。それをどうして今度もまた値上げをされるのか。そういう職種の方に対しては値上げストップの措置をとられてもよかつたはずだ。総務長官の御答弁を仰ぎたい。

○床次内務大臣 ただいま御指摘になりましたところの委員の方々は、その仕事の性質上絶えずいろいろの用があるわけで、不時の用がありまして、すぐに相談を受けるという状態でございます。また、やはりいわば常時拘束を受けておるという立場におありの方であります。したがつて常勤という扱いをいたしております。なお、その職務に当たりましたところの経費を差し上げておるというわけでありまして、他のいわゆる委員にたいして、ただいまお話しのようにきつめておる日数だけ出席しておられるが、出席されておられる日数以外もそれぞれ自宅におりまして相談に應ずるという態勢にあるわけでありまして、この点は、普通のいわゆる非常勤の委員とは全く本質的に違つたものであるというふうに私も考えております。

○受田委員 そうしますと、国家公安委員会の五人のうちの一人の方はそういうふうに責任が非常に軽く、それであとの四人は重い。それから行政監理委員会の六人のうちの二人はそういうことは日ごろ相談せぬで、常勤の四人だけに相談しておるという手続がしてあるのかどうか御答弁願いたい。総務長官、差別がしてあるのかどうか。

○床次内務大臣 責任は全く一体でございます。しかし、本人のそれぞれの身分の關係上、ただいま

まお話がございましたごとく日割りによつて手当をいただくというふうな、いわゆる非常勤に近いような形になっておるわけでございます。

○受田委員 どうも理路整然としておられないです。つまり、行政監理委員会の委員のうちの六人は二十二万、今度二十三万五千円になる。あとの二人の人は日額をもらつておる。その六人のうちの四人と二人には差別をつけておるということになつておるのです。一方日額の人は非常に責任が軽い、そういうことじゃないと私は思う。事実問題は、二人の人も四人の人も、月額をまるまるもらう人も、日額をもらう人も、同じように責任がある。同じようにありながら、同時に給与は驚くべき大きな差をつけておるという、このことを私は追及しておるのです。

○床次内務大臣 責任は先ほど申し上げましたように同一の責任を負つておるわけでありまして、ただ勤務の状態が違いますので手当において差があるという状態でありまして。

○受田委員 それは大事な御発言をいただいた。たとえば国家公安委員会では、一人日額の手当をもらつておるのは八幡の副社長の藤井内午さん、この藤井内午さんの場合には日額ですから五千九百円以内で四日出て二万円ばかりしかもらつていられつちやうぬ。ところがあとの四人の方はまるまる二十四万円ももらつておる。今度二十五万五千円もらうのです。十二倍の差がつけられておる。勤務は全く同じほどやつて、一方は二十四万円ももらい、一方は二万円そこそこしかもらつていないという、その問題を私は指摘しておるのです。同じような国家公安委員で、一方はわずかに二万円、一方は二十四万円、今度二十五万五千円だ。それから行政監理委員会のうちで、二人の方は日額でありますから五日出たら二万五千円で、他の方は二十二万円、今度二十三万五千円になる。これも十倍以上違う。職務内容とやつておることは全く同じで、この大幅な十倍以上の差をつけているという理由を御説明願います。

○栗山政府委員 先生いまおっしゃいました一日幾らの分は、ただいまは一万五百円でございます。五千九百円を一万五百円と読みかえ、それが今度一万一千百円という改正案の内容でございます。

そこでお話でございますけれども、いまおあげになつたような方々は他に主たる収入を得る道をお持ちでございまして、それとの調整というだけのことでございまして。

○受田委員 その説明はおかしいのだ。これは非常におかしいのだ。同じような責任を負い、どこにおつても電話がかかつて任務を遂行しなければならぬ。にもかかわらず、一方は二十五万円もらい、一方は読み直しをしたとしても二万円が四万円にしかならない。読みかえた場合でもやはり六倍からの相違がある。この二十五、六万円と四万円との差というものを、全く勤務形態が同じであるのになぜつけたかということ。出すなら両方出さぬでいい。

○栗山政府委員 仰せごもつてもございまして、やはり税金の節約をさしていただきたいまして、お国のために挺身していただくという意味が入つてゐるのではないかと私は存じます。私は、いままで当委員会はいろいろな点でごまかされてきてゐると思ひます。一カ月にわずかに四日か五日しか出ない人、そういう幾つかの委員会の委員はわざとだいてゐるという。ここに一つ、勤務の実態に即していない給与をもらつてゐる。そして今度、非常勤のかつてお勤務してゐる人は、そのものは御寄付願つたお気持ちで、こういう給与体系というものは私ははじめて聞いた。給与体系上の基本問題がここにひそんでゐる。勤務の形態が常勤でない形でありながら常勤の時間給の月給をもらつたやうな形の委員が幾つかあり、また同時に非常勤の形の者が少額に甘んじながら任務は常勤と同じ任務を持たされてゐるという。勤務の形態に即応した給与というのが給与体系の原則だ

○受田委員 十四、五名という公使に希望を与える上において、いま官房長の御発言を何らかの方法で在外公館と勤務する外交交渉上公使の名称を用いてがんばっている方々にひとつ御伝達を願つて希望を与えていただきたい。

それからもう一つ、大使の中で特別な必要がある場合には國務大臣と同額の四十万円を支給する道が開かれておる。この五号大使の中の特別な地位にある者は何人いますか。いま國務大臣と同じ四十万円を支給している大使がありますか。この

表に書いてない分。

○齊藤政府委員　現在はおりません。

○受田委員　おったことがありますか。

○齋藤政府委員　岡崎元外務大臣が国連の大使を

やられましたときに例がございます。それ以後国務大臣の経歴をお持ちの方は大使になっておりません。現在五号の俸給を持っておられる大使一名でございまして、あとは四号以下でございます。

○受田委員　大使というのは特命全權を背負うて御勤務しておる人です。したがって一国を代表する皆さんに対しては——国務大臣級の大使をそれぞれ規点的に置いておかれていいと私は思うので

す。しかしこの俸給表が五等も分けているのは、理由を御説明にならなかったが、おそらく外務省の局長クラスが異動される、あるいは法務省の入国管理局長の異動などでそういう交流人事などがあるから、あまりに大きな差があつてはならない

という配慮からかと思ふのですが、在外公館の長として、特命を帯びた全権の責任を持つこれらの皆さんには、一応その任務と責任において少なくとも国務大臣級の給与を払つたつて、国民は高過

ぎるとは言いません。そして戻られて局長になれば今度は局長の職務と責任において給与をもらえばいいのですから、もっともその間に問題はないと思う。大使の俸給は特号の四十万円ぐらいのも

のをひとつ出す。權威ある日本の外交官の責任者として——現在おらぬということですが、私はそれは用いていいと思うのです。そういうぐらゐの配慮をなさるとよろしい。私こういうぐらゐに激

勵をしておりますからひとつお取り上げになったらしい。

それからこの在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律がある。あるけれども在勤俸という俸給の名称を用いているが、これは俸給自身ではない。私はこれは在外勤務手当とすべきだと十年がかりで叫んである。何度か改める、改めると言っておたが、一向改めてくたさぬ。物価上昇その他を勘案して在勤俸をどれだけ引き上げる問題が一つある。三年も四年もくづげにしないでもう三年ぐらいたら改正する必要があると思う。もう三年たつ。それから在外勤務手当は、わが国の国内における公務員の勤務地手当、暫定手当と同じ性質があるから、このあたりで家族を含めた在外勤務手当というものをひとつつりばに打ち立てて、俸給と手当の分離をはかつて、そして海外に勤務される在外公館の職員の方々が安心して、生活のむずかしいあるいは縁故の薄いとこで、堂々と祖国の国威を発揚してもらいたいと思うのだが、この点について御所見を伺いたいのです。

○齋藤政府委員 ただいまの御指摘の点につきましては、まさに御指摘のとおり、十年ぐらい前から先生から御指摘を受けておるのでございますが、今般外務省全般の体質改善といえますが、いろいろの改革を行なっておりますが、その一環として、この在勤俸、正確には在勤手当の改革を行なおうということを決心いたしました。その一番大きな眼目といたしまして、この在勤制度の根本である、単に名称ではない俸給と手当の区別というものをはっきりすることにいたしまして、今度の改革が、ほかのものが大蔵省からお認めいただければ、この在勤俸を在勤手当に改めるということをお約束できると思ひます。

○受田委員 在勤俸の三年間、四年間据え置きはどういうふうに変更されますか。

○齋藤政府委員 この点につきましては、毎年外務人事審議会において、外務省より提供いたしました資料に基づいて答申しないしは勧告があるわけ

でございますが、従来は四年、今回は三年目でございますが、その間の物価の上昇というものが激しいので、できれば毎年これをやるべきだというように考えておりますけれども、今度は御承知のように四年目ではなくして三年目に改訂をいたしまして、できれば毎年これを正確にレビューしていく、そして大きな変動があれば毎年でも変えていくという方法をとりたいと思っております。ただし毎年とすることとが手続上非常に煩瑣であるというところであるならば、少なくとも在勤手当のうちで最も上昇率、高騰率の大きな住宅につきましては、何か住宅が高くなったら自然に高くできるというような方法でもあればということ、現在検討しております。

○受田委員 最後にあなたのほうにこれ一言だけ。在外公館に勤務される公務員の方々、在外邦人、こういう者の子弟の教育というのは非常に大きな問題がある。一部の国には日本でも一応できたところはあるが、そういう国々に対して何らかの形で日本人学校をそれぞれの国でつくっていく。ブラジルのレシフェの総領事堀先生、私はこの方とはサンパウロで非常に懇意に願っておたが、お子さんの子弟の教育の犠牲があの大きな悲劇をもたらしただけです。この点、子弟の教育に非常な不便を感じる在外公館の方々のために、何らか外務省としても考えなければならぬことであるし、国務大臣であるお二人がここにおられるわけであるから、このお二人とも閣議において、在外公館に勤務する職員並びに在留邦人のために、この教育の不便さを補う何らかの外交手段とその成果をあげてもらいたい。私は、これを強く要望して御答弁を要求して、その問題についての質問を終わります。

○齋藤政府委員 この点につきましては、過般来いろいろ御指摘を受けておりますので、現在外務省の予算要求の重点事項の一つとして、子弟教育の強化ということをおげております。数年来これを実施してまいりまして、現在全日制の学校というものが十二校、正確に覚えておりませんが、十

二校だと思います。すでに設置しておりまして、来年度の予算においても、引き続きジャカルタその他に設置するように努力中でございます。この点は、全日制の学校ができない場合においても講師の派遣その他によつて、日本の学校でなくとも、ほかの学校において日本語ないしは日本学の教育ができるようにという努力を続けたいと考えております。

○受田委員 国務大臣を代表して床次先生ひとつ。○床次国務大臣 国務大臣としてどう考えるかというお話ですが、まことにごもつともな御意見でございますまして、十分これは考慮してまいりたいと存じます。

○受田委員 最後に、防衛庁のことを一言だけお尋ねして質問を終わりたいと思つたのですが、防衛庁職員給与法案がここに出ておりますが、これも私、毎年指摘したわけでございますが、一般公務員との比較論でございまして、これは一般公務員と比べて、参事官等俸給表という全く特別の措置が防衛庁にはあるわけなんです。参事官等です。参事官の俸給表の作成方式というものは、これは一般公務員という立場で私は作成していいと思つたのです。一般職の公務員と性格を同じくしている参事官等について、なぜ自衛官になぞらえてこういうような俸給表をおつくりになつたのか。この相違の理由をちょっと示していただきたい。

○麻生政府委員 参事官等は、先生御承知のようにいわけゆる内部部局に勤務してございまして、陸、海、空の自衛隊に勤務する各般の方針あるいは基本的な実施計画の作成等につきまして、長官が承認を行なわれたいあるいは指示をされるわけでございます。参事官が、この長官が行なわれたい指示あるいは承認等に関しまして、補佐の職務を果たすわけでございます。したがって、各陸、海、空の自衛隊とは密接な関係にあるわけでございます。したがって、その服務の態様におきまして、できるだけ自衛官と同じような服務態様にするこ

とが必要であるわけでございます。この点から、一般職とは違ひまして、常時勤務体制にありますところの部隊との関連におきましていわけゆる超過勤務という観念を排しまして、この分を、いわけゆる調整率というものを算定いたしました。俸給に一定の調整率をかけた上で、これを一般職の対応号俸にかけたものの合算をもつてその俸給としておるわけでございます。

○受田委員 以前は、議長、次官というふうなものにはつきりした本俸主義でいっておた。そういう特別な措置をしなかつた。ところが、ここでもう特別なごまかい数字を、いまいのような調整措置などするものだから、非常にごまかい超勤など、こういうふうには正しておるのだ。他の省の局長と防衛庁の局長とは全く同じ職務です。事実、人事交流をしておる。次官だって同じことです。統幕議長は次官と同じ給与でいい。そういう意味で、なぜ他省との比較を国民に理解できやういふうにはつきりしないのか。これを見たら国民は理解に苦しみます。防衛庁の参事官等俸給表なんというものは、やっかいな、ごまかい何十何円まで出てる。一円まで出てる。こういう複雑な俸給体系をつくらないうほうがよい。防衛庁に一つめておる一般職の公務員のほうには、特別職である一般公務員まで一般職の公務員の俸給の適用を受けておる。参事官だけが他省と違ったことをやっておる。何かそこに防衛庁の特別の色どりをしようという配慮があつたかもしらぬが、これはやぶをつついてへびが出るようなものです。これをやぶへびと称する。国民に理解できない。かつての伊能長官は、この点が日額制度であり、それが月額に切りかわるときの大変であつた。それで、革命というか、給与革命をやる意味において防衛庁は――長官、この俸給表はあなたが見てもわかりにくいでしょう。これを一般職となぞらえるようなかっこうで、ふつうの公務員の分は、これは一般職の俸給の適用を受けておる。部員と参事官だけがこんな複雑な数字が出る俸給を受けておる。他省と比較して、別に防衛庁が特別な俸給

表をつくらなくてもいいと私は思うのですが、英断をおふるいになれません。

○麻生政府委員 たいま先生から、参事官等の俸給にけたまで数字が入って、非常にわかりにくいではないか、こういう御質問がございまして、これは、われわれの俸給の計算の方式といったしまして、先生すでに御承知であると思ひますが、昨年、調整手当ができました場合、一般職の公務員につきましては、調整手当の分を繰り入れることを附則の十四項で規定しておるわけでございまして、したがって、俸給表はきれいにできておるわけでございまして、この俸給表に暫定手当の分を加えてまいりますと、こういう端数が出てくるわけでございまして、特別な措置をわれわれとしてやったつもりでは、実はないわけでございまして、この点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 俸給表というものは、本俸、超過勤務、それから調整手当、こういうものがずかっとして初めて一日りよう然たるものがある。これを一円まで表面に出たものを本俸としてやっておるのです。あなたのほうは本俸なんです。一般公務員のほうは、本俸は号俸に底じきちつとした数字が出てゐる。何十何円、一円まで出てゐる。この俸給表というのは、国民は何のことも理解できない。あなたのようなりっぱな作業能力を持った方が初めてわかる。したがって、防衛庁は一般職と同じ俸給表の適用を受けていいじゃないですか。次官と統幕議長を同格にする。自衛官はやむを得ません。いままでの歴史と伝統があるからね。しかし、一般公務員の場合は、どの局からどの局へ行かされるかわからない。将官の人事交流もある。それで、防衛庁に行ったら何十何円まで出てきた。本省のもととったところに帰ると、きちんとした本俸。私は、調整分は別にします。本俸で一目りよう然としたものが出ないと比較するのが非常にむずかしいですからね。その点を私は指摘しておるのです。御答弁願ひたい。

○麻生政府委員 これは将来のことで、推測になるわけでございしますが、この端数のようなものは、暫定手当の処理が済めば切り離す、こういうふうになっていくのではないかとというふうな将来を見通しております。

それから参事官等は、いわゆる防衛庁独特の参事官、書記官、部員という、自衛隊に対する長官のシビリアンコントロールを補佐する職としてこういう官職を置いているわけでございまして、この官職の特殊性にかんがみまして、こういう俸給表をひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○受田委員 これはほかと違わないのだ。同じ性格でいいのだ。自衛官はいい。しかし、シビリアンのほうは、これを見ると、何だか防衛庁として独特の企画があるような印象を受ける。その意味で、一般的公務員の分は、他の俸給と同じ俸給である。事実、あなたのほうは、参事官と部員を除いては一般公務員の俸給表を使っている。そこをひとつ十分御考慮願ひたい。

もう時間も進んだから最後に入ります。結論に入りますが、この営外手当という五千五百八十円が六千二百二十四円にアップした算出の根拠、六千二百二十四円に上がったアップ率、それから学生手当が一万二千円から一万一千円に上がったアップ率、これは他と比べてちょっと特色があるようにございまして、手当の引き上げ方式がどういう形になっているか。

○麻生政府委員 営外手当の額は、糧食費五千五百八十六円と、営舎費のうち個人負担すべき額六百三十円を合計して算出したものでございまして、これはもう少しこまかく申し上げますと、糧食費の単価を一人一日当たり従来二百二十九円でありましたが、今回二百五十一円に、二十二円ばかりアップしたわけでございまして、それから営舎費の電気、水道料の値上げによる単価増等を見たわけでございまして、電気、水道料値上げ等の単価増は一日七円六十二銭になるわけでございまして、営舎費は三分の二を個人が負担するというたてまえで算出してあります。

学生手当につきましては、一般職における高校卒初任給である行政職(一)の八等級二号俸の額二万六千八百円を基準といたしまして、これから医療費と食事に要する経費のうち、個人負担すべき額として、それぞれ、医療費三百七十八円、及び糧食費として八千五百九十二円を控除いたしましたので、一万一千百円となっているわけでございまして。

○受田委員 この基礎的な、つまり衣食住を除いた本俸をもう一べん言ってください。ちよつと数字がはつきりしなかったから、もう一度言ってください。

○麻生政府委員 学生手当の額は、一般職における高校卒初任給である行政職(一)の八等級二号俸の額であります二万六千八百円です。それを基準といたしまして、糧食費と医療費を控除しているわけでありまして。

○受田委員 だから、学生を公務員の八等級二を基準にした、こういう御説明ですね。そこで、衣食住の経費を差し引いて一万一千百円になった……。

○麻生政府委員 衣料費ではありませんで、医療費であります。国で診療いたしますので、医療費でございまして。

○受田委員 そうすると、住のほうはどういう計算をしておりますか。

○麻生政府委員 住のほうは全部国が負担しておりますのでございまして。

○受田委員 計算方法はどれだけに見ているのですか。他の公務員には、住のほうは、公営住宅へ入っているとか、いろいろなところで手当が出てゐる。その計算の基礎が何かあるはずですね。

○麻生政府委員 これは、今年度におきます予算で計算してみますと、これには炊事、入浴用の石炭の経費として一人当たり換算しますと三千六百二十七円、光熱水料として一人当たり換算しますと四千九百九十円になります。

○受田委員 いま住関係が七千七百七十七円と見て計算されておる。そこでひとつ長官、私はこの間も近畿の航空幕僚関係の幹部候補生学校を見てき

たのでありますが、あなたもともに御親切に隊員と一緒にめしを食うてまことにうるわしい長官ぶりを発揮しておられる。私は非常にいい点だと思ふ。私は伊能さんのタイプとあなたと非常によく似通つて、この民衆的な長官ぶりに敬意を表するんだが、ただここで問題は、私はあの状況を見たときに、住宅のあるのは上つらばかりなんです。下つらの皆さんには住宅がない。結婚したばかりの二等空尉、一等空尉というところから自分が高いところをさがして住まっておる。ところがその学校長以下佐官級はそれぞれ住宅がある。曹となるとますます住宅はない。もう学校長がこの点はつきり数字を示されておりますが、一々数字は申し上げません。上つらはほとんど安

い住宅、公営住宅、公務員住宅。下つらは五千円も六千円も一万円もかかる住宅。自衛隊のことでございましてから自宅通勤というのはほとんどありません。こういうことを考えるときに、住宅対策と

いうので、せつかく学生に七千七百七十七円というものを計算しておるときに、下級のものにひとつ住宅を、どうか防衛庁長官、愛情をもった下級者優遇、あるいは上級の者と一緒で暮らして欲しい。部屋を借りて欲しい。何かいい手を打ってください。これは下級の公務員が悲惨な住不足で嘆いておる。自衛隊は上厚下薄である。

○有田国務大臣 私もこの間練馬の部隊を初めて視察しました。そのときに君たちがいろいろと希望するところはたくさんあると思うが、一番長官に対して希望するところは何かと、こういう質問を投げた。そのときに師団長が言うのにはまず住宅の問題です。それを聞きまして、いろいろと数字上の説明も聞きました。それから私はもうこの辺におる経理局長はじめ関係のものに住宅、ことにおっしゃるような曹の階級とか、せつかく結婚

しまして、その新婚夫婦が入れなくて困つておる、そういう実情を見たときに、自衛隊の士気高揚の意味においても早く住宅問題を解決しなければならぬのだらうということを事務当局にもその場において申したのですが、長官その話もう三回目

第一類第一号 内閣委員会記録第二号 昭和四十三年十二月十八日

だということで、私は熱心にそれを提唱しております。できる限り住宅対策を立てまして、そして自衛隊員の困っておる人を助けていきたい、かような考えでおるわけであります。

○受田委員 防衛庁の場合は他の公務員と違った特色があるんです。つまり地元から通う人が非常に縁故というものはない。そういうところへばかると行っている。そこに一般公務員との相違点があって、そして下級者は特に住宅に不足しておる。こういう持家もないし、縁故親戚もない、そういう特色があることを実は私は発見した。他の公務員の宿舍の關係にも不十分な点がたくさんあるが、防衛庁内部には、それが他の公務員と同じような比率で公務員宿舎の割り当てを受けておる事実を見た。その点処遇について特に下級職員の処遇、住宅処遇についていままなの決意を伺った。

それからもう一つお医者さん——医官ですが、これは大出さんがしばしば指摘されておるのだが、医官たる自衛官、これがなかなか防衛庁に得がたいというのですが、一般公務員の医師については医療職の俸給表で五千円から一万五千円程度の初任給調整手当が今度ついておる。ところが、防衛庁ではこの医官に対するこの初任給調整手当というものは俸給表のどこにどう計算してあるのか、ちょっと御答弁願いたい。

○麻生政府委員　自衛隊の医官の俸給は従来一般職の医師の処遇との均衡を保つために、同程度の経験年数を有しますところの一般職の医師の受けますところの給与、すなわち医療職(一)の俸給、いま先生お話しになりました初任給調整手当等と同一水準となる額の号俸を初任給の特例、それから特別昇給によって給する方式をとつてきております。したがいまして、初めて医官が一人前になりますときに、たとえば医官でございまして、最初一曹で採用されるわけでありますが、それが国家試験を受けて任官いたしますときには二尉の三号に俸給を格付けしているわけであります。

○受田委員　それはどこに書いてありますか。

○麻生政府委員　これは俸給には、今度の改正措置のほうにはありませんで、防衛庁職員給与法の第五案におきまして、俸給月額の設定基準は政令で定める、こうなっております。そこで政令で一般と違つたこうした初任給の際の特例ができるように実は規定しているわけであります。また先ほど申し上げましたように、一般職の医師が受ける給与との均衡を考えまして、特別昇給ができる規定がやはり政令で規定されております。したがってましてその措置によりまして、総理府御当局とも十分協議をいたしまして、一般職の医療職の給与とほぼ均衡がとれるような給与をやつてまいっているわけであります。今後もその方式でやつてまいりたいと思つております。

○受田委員 どうしてこれを法律で定められないか。このたびはわれわれが初任給調整手当のところ
で、医官たる自衛官の俸給がどう改まったかを見
ようとしてもない。ないからどうなっているか聞
きたかった。それは政令委任で政令でやることにな
っている。国会の論議の対象外に置いている。こ
れは問題だ。それだからお医者さんがなかなか自
衛隊においでにならない。自衛隊の要求されてい
る数字と、現実にとだけだけるか、現時点におけ
る数字を示してもらいたい。私のいまの質問に対
して、政令委任であると言う。われわれ国会の討
議のワケ外に入れているということが気にかかり
ます。お医者さんが少ないと言われている。なか
なか応募してくれない。俸給はこのたびどう措置
したかを見ると、法律には書いていない。政令委任
であつたほうで二割の三といわれる基準がある。
われわれ国会議員には隠されたところでござ
る。とされているのはまことにふしぎな話で、物語
としては残酷物語だ。

○麻生政府委員　自衛官の俸給表は一本で規定されておりますので、自衛官俸給表の中に医官の俸給は出てきておりません。先ほど申しましたように、初任給の特例と特別昇給の措置によりまして一般職の医療職の受ける給与との均衡をはかつて

いるという次第でございます。

○受田委員 どうも私は、これは国会の論議の對象外に置かれたような感じがしてしょうがない。どうかひとつこうした政令委任の部分を国会で十分討議ができるように、たとえばもし一步譲つたとしても、国家公務員の初任給と同じように、医官に対する五千円から一万五千円の調整部分はこのように扱いましたという説明書ぐらゐは付してくれなければ非常に不親切で、防衛庁職員給与法は国会議員はおそらく質問しないで見のがすだろうとなめてかかっているのじゃないか。われわれのように熱心なのがいるじゃないか。こういう熱心な議員がそういう心づかいをしているときに、陰でこそせしやうとするのはもつてのほかだ。長官、あなたの決意のほどをちょっと……。

さつき医官の数字を聞いたときに長官がまことに感無量なものを感ずるからちよつと聞いてもらいたい。

○浜田説明員　現在の齒科医官、医官の充足率について申し上げます。医官、齒科医官の合計の定員が一千四名でございまして、充足いたしておりますのは三百八十二名でございます。三八％という充足率でございます。特に充足の悪いのは、三佐以下でございまして、階級的に申しますと二尉が三九・三％、一尉が一六・四％、三佐が一六・六％二佐になりますと九二・六％ということで、二佐、一佐以上になりますと、比較的充足率がよろしいのでございます。これはやはりある程度医者の給与という問題につきまして、低いところが格差が強いというためだと思ひます。

○有田国務大臣　私も赴任早々で事務當局からいろいろな説明を聞きまして、このお医者さんたる医官の充足率の非常に悪いことを聞いていてほんとうに遺憾に思います。私、思いますのに、お医者さんは非常に研究心の強い人もあります。そういう方は病院の施設の非常にいいところへ好んで行きます。同じくわれわれの所管しておる中央病院に行きますと非常に充足率がいいのですね。ところが地方にいきますと非常に悪い。これは結局

施設が十分でない。研究心に富んだ人に魅力がな

いからです。そこで、一方におきましてはいわゆる衛生部門につきまして病院の近代化、施設の充実をはかりたい。そして一方また航空医学実験隊だとか潜水医学実験隊というものがありませんが、そういうようなものの十分な施設をはかってそういう面に一歩魅力を持たしたい、だから、やはり生活が十分できるような考えを持ちましてお医者さんになる人に対してできるだけの措置をしたい。たとえば、御承知のとおり貸費制度ですね、そういうものをいままです月六千円しか出してなかった、そういうものを飛躍的にふやしてわがほうに來てくれるお医者さんの卵をそこからつくりたい。また一方におきましては、先ほど政令で国会を無視しておるといふようなことがございましたが、われわれは決して無視するどころではございません。先生方の御支援を大いに得て医官の充足をはかりたいということを望んでおります。しかし何とか一般の公務員のお医者さんに負けないだけの処置をとらなければならないということで、いま局長が説明したような方向で進んでおるわけです。私も非常にこの問題に頭を悩まして、いま申しましたような考え方に立って、研究心を生むだけの施設をやるような方面に力をつとめると同時に、処遇の改善の上におきましても、いろいろな措置を講じましてこの充足をはかっていきたい、こういう決意でありますので、どうか一そこの御支援をお願いします。

○受田委員とにかく理解に苦しむ点もあるわけですが、いま一つ残された問題があります。あなたばかりで短期間ではあったが文部大臣の実績を築かれた方です。いま防衛長官をやっておられる。この機会に、防衛大学校という学校が一つあるのですが、防衛大学校を卒業した者と一般大学を卒業した者とが幹部候補生学校へ陸海空それぞれ入っていくわけです。そうすると防衛大学を卒業した諸君は半年で大体任官するわけです。ところが、一般大学から行った者は、最初同じであったが最近どうも変えたらしいと見られるのは、そ

の半年でなくして十カ月以上、つまり半年近くよりけいに任官までの距離があるという事実を私この間航空幹部候補生学校へ行ってはつきりつかんだ。いままでは防衛大学を出ても一般大学を出ても幹部候補生学校を卒業して任官するとき――三尉になるときは大体同じであったと思ったら最近差がついておりですね。あれはどういう経緯であつたか。

○麻生政府委員 お答えいたします。

防衛大学を卒業いたしました者が幹部候補生学校に入りまして教育を受ける期間は十カ月でございます。それから一般大学を卒業しました者が一曹になりまして幹部候補生学校に入校する期間は先生が言われたように十カ月でございます。これは幹部候補生学校を出てから部隊に行つて教育を受けるわけですが、そして幹部候補生を命ぜられた目からおおむねそれぞれ一年たつて初めて三尉になるわけでございます。それは同じでございます。それから三尉から二尉になるのも同じように一斉に昇任するわけでございます。ただ二尉から一尉になります場合には、これは定数の関係もありますし、その点でそれぞれの勤務成績に応じて行なわれておるわけでありまして、若干の差が出てまいっております。それから、防衛大学を出ました者がこの四月に初めて三佐になったわけでありまして、この場合におきましてはやはり相当の差が出ておる。しかしこれはいずれもそれぞれの勤務成績に応じて昇任をやつておるわけでありまして、それぞれ出身についてワタを設けて規制をするということとはやっておりますので、この点は……。

○受田委員 そこぢやと聞きます。

幹部候補生学校に入つて半年、そこを卒業するまでに防衛大学は十カ月、一般は十カ月かかります。それから後一年たつて任官する。そのときには過去の十カ月、十カ月は同じという意味ですか。十カ月訓練を受けた者も十カ月訓練を受けた者も、合計一年半後に任官するということですか。同時任官ですか。

○麻生政府委員 これはどちらも一曹になつてから一年です。一年の中に十カ月、十カ月はそれぞれ入るわけでありまして。

○受田委員 卒業してからでなくして曹になつて一年、そうすると十カ月訓練を受けた者も十カ月訓練を受けた者も、今度任官するときはその差は同じになるという意味ですか。間違いないですね。

○麻生政府委員 御質問のとおりでございます。

○受田委員 それならいい。これから先は成績によつて違う、成績だけかどうかです。

○麻生政府委員 先ほど申しましたように三尉から二尉になるときは一斉になるわけでありまして、それから二尉から一尉になるときは、それから一尉から三佐になるときはそれぞれ差が出てきております。(受田委員「これはどういう意味かわかりません」)と申す。差が出てきておりますのは、それぞれ勤務評定をやつておるわけでありまして、またそれだけの教官がその成績を評価いたしまして上申をするわけでありまして、それを総合判定いたしまして、要するに勤務成績に応じて昇任をさせ、こういうことであります。

○受田委員 その差がつくというのは勤務評定の差という意味であつて、一般大学と防衛大学の差ではない、こういうことがはつきりしておればいい。

○麻生政府委員 防衛大学と一般大学の差というのでなくして個人の勤務成績の差ということでございますが、ただわれわれといたしましてはできるだけその差を縮めたいというふうに思つております。

○受田委員 その差を縮めるといふと、どうでもいい。

長官、防衛大学は学校教育法の大学と内容がほとんど同じだ。こういうことになれば学校教育法の大学と見なすような法的措置を講ずる必要はないかということについて私いろいろ質問をした。前、前々長官と何代か前の長官――あまりひんぱんにおかわりになったので記憶がさだかでないのですが、お尋ねしたことがある。つまり防衛

大学を出た者は一般大学同等と見なされていい、これはやむを得ないことかどうか、御答弁願いたい。

○有田国務大臣 これは御承知のとおり文部省所管の大学、わがほうはいわゆる各種学校の部類に入る大学校ということですね。しかし、内容におきましては、おっしゃるとおり、防衛大学は一般大学に決してひけをとれません。しかし、この防衛大学は、御承知のとおり将来の幹部自衛官を養成することを目的としておりまして、そこにいわゆる隊の指揮官としての必要な学習といひます。訓練をやつております。そこで、この一つの特徴がありますので、文部省の所管の学校にいくよりも、むしろ、こういう特別の学校に置く方がいい、こういうことであります。ただ、おっしゃる通りに、少なくとも資格は一般大学に負けないような措置をとることが大事じゃないか。したがういふものは実際文部省との打ち合わせにおいてやれることにはなつておりますけれども、しかし、それが同時に学士――卒業したら一般の大学は学士ですから、そういうような法的にいまのままにおいてそういうような資格を与える措置を講ずることが、現在の制度ではできませんけれどもそれを何とかそういう方向にかえていきたいというところで検討中でございます。いずれそれは法的措置が必要と思いますが、検討の上、そういうことになったときはひとつ御協力を願いたい、かように思います。

○受田委員 大学を出て病氣になつたりする学生がおるのです。そうしたときに、自衛官たるに適しない、目的と違つた方向に行かざるを得ないという場合に、大学卒業の認定を受けられないやうなことはまた不幸だと思つたのです。目的を果たそうとしたけれども、途中で倒れた、そういう場合も起こるから、もう学校教育法に定めると同じような教育課程を持つておるやうな形になつておる以上は、その点の法的基礎をはつきりされる

ことは、これは卒業して学士と称せられることもできるやうな便法は幾らでもある。そういう意味で、あなたは文部大臣をやり防衛庁長官をやつておる。そういう人は初めてじゃないかと思うのでした。したがつて、あなたはあなたの在任中に処理することは、文武両道を兼ねられるお方として非常に大きい使命を持つておられると思ひますので、老練心ながら申し上げておいて、質問を終わります。

○三池委員長 暫次休憩いたします。

午後五時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和四十三年十二月十八日

昭和四十三年十二月二十四日印刷

昭和四十三年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局